

令和7年

厚生委員会会議録

とき 令和7年2月25日

品川区議会

令和7年 品川区議会厚生委員会

日 時 令和7年2月25日(火) 午前10時00分～午後4時00分

場 所 品川区議会 議会棟6階 第2委員会室

出席委員	委員長 松永よしひろ	副委員長 石田秀男
	委員 渡辺ゆういち	委員 若林ひろき
	委員 ひがしゆき	委員 鈴木ひろ子
	委員 筒井ようすけ	委員 やなぎさわ聡

出席説明員	新井副区長	東野福祉計画課長
	佐藤障害者施策推進課長	菅野高齢者福祉課長
	松山障害者支援課長	豊嶋生活福祉課長 (生活支援臨時給付金担当課長兼務)
	檜村高齢者地域支援課長	阿部健康推進部長 (品川区保健所長兼務)
	遠藤健康推進部次長 (品川区保健所次長兼務) (地域医療連携課長事務取扱)	若生健康課長
	赤木生活衛生課長	五十嵐参事 (品川区保健所保健予防課長事務取扱)
	石橋品川区保健所品川保健センター所長	福地品川区保健所大井保健センター所長
	三ツ橋品川区保健所荏原保健センター所長	池田国保医療年金課長

○午前10時00分開会

○松永委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付しております審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査およびその他を予定しております。

なお、生活衛生課長につきましては、請願・陳情審査のため、冒頭から区民委員会に出席しております。

また、審査の都合上、審査・調査予定表の順番を一部入れ替えて進めてまいります。

それでは、本日も効率的な委員会運営にご協力をお願いいたします。

本日は1名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。また、その中で1名の方から録音申請が出ておりますので、これを許可いたします。

併せまして、本日、写真撮影および録画の許可申請がございましたので、議題に入る前に、許可をす
るかないかを判断するため、各党派のご意見をお聞きしたいと思います。

なお、これまでの例としては、議題に入る前だけ自席から撮影を許可しております。

では、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○石田（秀）副委員長

前例どおりでお願いします。

○若林委員

前例と同じでお願いします。

○ひがし委員

前例どおりでお願いします。

○鈴木委員

いつでも撮っていただいて結構です。

○筒井委員

前例どおりでお願いします。

○やなぎさわ委員

いつでもフルオープンで。

○松永委員長

それでは、ただいま各党派のご意見を伺いまして、前例どおりということで、議題に入る前に許可を
いたします。

それでは、撮影者の方、どうぞよろしくをお願いいたします。

[写真・録画撮影]

1 議案審査

- (1) 第22号議案 品川区立心身障害者福祉会館条例の一部を改正する条例
- (2) 第23号議案 品川区立知的障害者グループホーム条例の一部を改正する条例
- (3) 第24号議案 品川区立知的障害者福祉施設条例の一部を改正する条例
- (4) 第25号議案 品川区立発達障害者支援施設条例の一部を改正する条例

○松永委員長

それでは、予定表1の議案審査を行います。

本日の議案審査(1)から(5)、(7)から(17)につきましては、効率的な委員会運営を図るため、関連のあるものにつきましては、一括して説明を受けた上で、質疑を行い、審議を進めていきたいと思っております。

初めに、(1)第22号議案、品川区立心身障害者福祉会館条例の一部を改正する条例、(2)第23号議案、品川区立知的障害者グループホーム条例の一部を改正する条例、(3)第24号議案、品川区立知的障害者福祉施設条例の一部を改正する条例、(4)第25号議案、品川区立発達障害者支援施設条例の一部を改正する条例の4議案を議題に供します。

これら4議案につきましては、関連する内容のため、一括して説明、質疑を行い、その後、議案ごとに採決を行いたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

本件につきまして、理事者よりご説明願ひます。

○松山障害者支援課長

それでは、私から、第22号議案から第25号議案まで、4つの議案につきまして、資料に沿ってご説明申し上げます。

1、改正理由でございます。令和7年第1回区議会定例会において、4つの区立施設の指定管理者候補者の指定議案を上程しております。指定管理者制度のサービスの質の維持・向上を図り、障害者のニーズに応じた良質なサービスを障害者自らが選択できるよう、指定管理者における効率的な運営を実現するとともに、指定管理者の自主的な運営努力の促進を図るためでございます。

2、改正の概要でございます。まず、(1)グループホームの家賃の取扱いを、区の歳入から指定管理者の収入に変更いたします。現在、家賃について、区の歳入に計上しております。改正後は、家賃について、食費や光熱水費等と同様に、利用料金に含めて、指定管理者の収入とすることで、指定管理者による自主的な運営努力を促し、併せて区および指定管理者の会計事務の簡素化、迅速化を図るものです。

次に、(2)利用料金制の下、利用者と指定管理者との間のサービス提供に係る規定整備を行います。

3、改正する条例は、記載のとおりでございます。

4、改正案でございます。別紙新旧対照表をご覧ください。右側が改正前、左側が改正後となっております。

まず、品川区立心身障害者福祉会館条例の3ページをご覧ください。第5条、利用手続について、記載のとおり改めるものでございます。第5条について、改正前の、区がサービス提供する前提での利用手続の規定を改めまして、改正後は、第3条の事業のうち、支援法第77条第1項第3号に規定する事業、障害者相談事業、いわゆる一般的な相談事業を除きまして、事業の根拠となります障害者総合支援法等に基づき、利用のための手続を行わなければならないと規定いたします。

また、第6条の利用料と実費に係る規定についても、改正前の、区がサービスを提供する前提での規定を改め、各事業をまとめた規定に改正するものです。

4ページの第10条および6ページの第15条につきましては、見出しを含め、用語を整理いたします。

また、16条第2項で、利用料金を当該指定管理者の収入として利用者から収受することができると規定いたします。

次に、おめぐりいただきまして、品川区立知的障害者グループホーム条例についてでございます。

2ページ、第4条、利用者の要件については、措置による入居が想定されるため、次にご説明いたします品川区立知的障害者福祉施設条例の利用者と併せまして、知的障害者の次に、「および知的障害者

福祉法による措置の決定を受けた者」を加え、身体障害者につきましても同様の規定を追加いたします。

第5条、利用手続、第6条、利用料について、心身障害者福祉会館条例と同様に、記載のとおり改めるものでございます。

なお、改正前の第7条、家賃の額につきましては、月額3万円と別途定めることといたします。

4ページ、第7条につきましては用語を整理し、第8条第2項に、指定管理者はグループホームの利用に係る料金を当該指定管理者の収入として利用者から収受することができると規定しまして、5ページ、第10条(2)利用料金の徴収に関することを追加いたします。

おめくりいただきまして、品川区立知的障害者福祉施設条例についてでございます。

2ページの下段、第5条、利用手続、3ページ、第6条、利用料について、同様に記載のとおり改めるものでございます。

4ページの上段、第8条第2項に、利用料金を指定管理者が収入として利用者から収受することができると規定いたします。

第10条、指定管理者の行う業務に、(2)利用料金の徴収に関することを追加いたします。

おめくりいただきまして、品川区立発達障害者支援施設条例についてです。

2ページ、第6条、利用手続、第7条、利用料について、同様に記載のとおり改めるものです。

3ページ、第9条第2項に、利用料金を指定管理者の収入として収受することができると規定いたします。

4ページ、第11条、指定管理者の行う業務に、(2)利用料金の徴収に関することを追加いたします。

1枚目にお戻りいただきまして、5の施行日です。令和7年4月1日を予定しております。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○松永委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○鈴木委員

まず、第22号議案なのですけれども、改正前のところの支援法というのは、これは総合支援法ということで、3ページのところですけれども、支援法というのは総合支援法ということでもいいのか確認させていただきたいのと、同じく3ページのところの改正後のところで、根拠となる法令というのが、これ、総合支援法だと思うのですけれども、第5条です。または別に区長の定めるところとあるのですが、これは別に区長の定めるところというのは規則か何かがあるのか。そのところはどのように定められるのか、伺いたいと思います。

それから、第23号のグループホーム条例のところなのですけれども、今まで条例で月額3万円ということで家賃の額が定められていましたが、これが区の歳入から指定管理者の収入にするということになると思うのですけれども、そうすると、その分というのは指定管理者への委託料から引かれるということになるのか、その点を伺います。

それと、今まで条例で3万円ということで家賃の額が定められていますけれども、改正後の条例には額の3万円というのがなくなりますが、その額というのは変わらないということでもいいのか。その担保というのはどこで取れるのか。規則とか何かでその3万円というのは定めることになるのか。多分、自由に3万円という家賃を指定管理者で変えるということにはならないで、3万円というのが維持されるのかというところがどうなるのかというのを伺いたいと思います。

それから、同じくグループホーム条例の3ページ、第7条の2のところに、区長は規則で定めるところにより家賃の額を減額し、または免除することができるということで書かれているのですが、これ、規則を確認していないのですが、実際に減額、免除というのは、どんな人が受けているのか、その数も分かったら教えていただきたいのと、全額免除の規定というのは、改正後についても規則等で定められるのか、その点についても伺います。

○松山障害者支援課長

まずは、会館条例の法令が何かということですね。法令については、おっしゃられるとおり、障害者総合支援法になります。

別に区長の定めるところによりというのは、特段定めるところにつきましては、今のところ特に想定はしておりません。

それから、2点目のグループホーム条例につきましては、指定管理の委託料についてですかね。今回、区の歳入から指定管理者の収入とするということですので、その分については委託料が収入相当分については減額されるということになります。

それから、3点目、家賃についてのご質問です。家賃については、各指定管理者が定めるということではなく、区が別途、要領等で定める予定でございます。家賃の額も、先ほどご説明させていただきましたように、3万円ということは維持し、特段、ご利用者に何ら不利になるようなことはございません。

それから、グループホーム第7条、グループホームの家賃の減額については、別途、規則のほうにグループホームの家賃について減額するというものが定められていますので、こちらには特に定めているものではありません。

○鈴木委員

そうしますと、条例のほうは変わるけれども、規則で定めているというところは、規則は今までのそのまま踏襲されるということでもいいのか、その確認だけお願いします。

○松山障害者支援課長

今、収入の部分につきましては、やはり家賃について別途定めなければならないので、区の歳入ではないということで、条例ではなく、今のところ、規則というより要領に定めて、来年度、新たに指定管理者と協議する協定書のところにも定める予定でございます。

○鈴木委員

そうしますと、家賃の減免というのは実際に使われていて、それがその後も同じように継続を担保されるということで確認させていただいていいということですね。

○松山障害者支援課長

家賃の減額については、毎年行っているものでして、前年度の収入、所得によりまして、減免しているところがございます。ほとんどの方が減免対象になっていて、家賃3万円を支払っている方はいらっしゃいません。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

○ひがし委員

私から、特に第23号議案のグループホーム条例の一部を改正する条例について、利用手続のところの第5条、先ほど鈴木委員からも少し質疑はあったのですが、もう一度教えてください。改正前の、規則に定めるところという文言が、改正後には規則というのが外れております。区長の定めるところによ

りとなっておりますが、先ほどその定めというのは特に想定がないというご説明だったのですけれども、区長の定めというのはどこに記載をされるのか。公開などもされるのかというところも確認をさせていただきたいと思います。

あと、改正前の部分について、第5条に、規則で定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならないと書いてありますが、今まではその承認を受けていたということで認識は合っているのかもお聞かせください。

○松山障害者支援課長

グループホーム条例につきまして、区長の定めるところによりというのが、今のところ、要領を定めるところでございます。家賃の額を定めなければならないので、何かしら規則または要領に定めるところになります。

次に、区長の承認を行っているかというところでございますが、今まで障害者総合支援法に基づいて、利用者と指定管理者がサービス契約をしているところでございます。従来の区がサービスを直接提供していた規定が残っていたものですので、条例については残っていたと。実際の運用につきましては、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの提供について、区は指定管理者へ委任を通じて行っております。区から委任を受けた指定管理者が障害福祉サービスにおける共同生活援助というグループホームのサービス、これを提供するに当たりまして、サービスを利用する希望者と指定管理者が契約を行っているところでございます。

そのため、サービスの利用に当たって、利用希望者と事業者との対等な関係に基づきサービス契約を行っていることから、区長の利用承認は現在では行っておりません。ただし、それに対して、実際には何ら区民に対して支障はございませんでしたので、運用してきたものでございます。

○ひがし委員

条例にはこの文言が残っていたけれども、少し制度が変わってきて、実は承認はしていなかったということで合っているということですね。だとしたら、いつからその承認を行わなくなったのかということも、分かる範囲で教えていただければと思います。

○松山障害者支援課長

いつから承認を行わなくなったというのは、申請書の保存年限も過ぎておりますので、事実としてきちんと何年ですというのはお伝えはできませんけれども、今回、やはり条例の規定については課題として区も捉えておりましたし、また、区民の方からもご指摘を受けて、区としても改正する必要があると強く認識しておりました。条例の内容と文言について、複数の条例で多岐にわたり、関係法令やそれぞれの条例との整合の確認、それと、文言や用語の整理に時間を要しました。できる限りやはり誤解のないようにということで規定整備に努めてまいりましたが、このたび、本日後ほどご審議いただく指定管理者の指定議案に合わせてご提案をさせていただいたものでございます。

○ひがし委員

ありがとうございます。分かりました。

次に行きます。第5条の2の利用の承認をしないという区長の権限がごっそり削除になっているのですけれども、その権限が、今お話しした感じだと、指定管理者との契約でということで、これは指定管理者に移るのかというところを確認させていただきたいです。

もしそうなった場合は、第10条のところの指定管理者の行う業務というところに、特に入居選考に関することの記載はないのですが、誰がその入居選考を行うのかというところについても確認をさせて

ください。

○松山障害者支援課長

まず1点目、指定管理者の権限というか、条例以上の、上位法の障害者総合支援法で、利用者と指定管理者が契約を結び、現在もサービス提供を行っているというものでございます。

委員ご指摘の入居の選定につきましては、特にこちらのほうで、区の今の入居選定の仕組みといたしましては、利用者の方から、区立に空きが出た場合に、相談支援事業所を通じましてご希望をいただいております。委員会を設けまして、入居の候補者として上がってきたものを紙ベースで審査をしているという状態でございます。推薦をいたしまして、指定管理者が利用者と契約をするということになっています。

指定管理者のほうで、権限といいますか、対等な関係ですので、措置ではないので、利用者と指定管理者が対等な関係の下、契約をするということになっています。

こちらのほうの条例については、例えば、入居選定についてという項目については規定することは考えておりません。地方自治法に基づく事項につきましては、既にこの改正で規定しておりまして、どこまで詳細に条例に規定するか否かは各自治体の判断によります。区としては、条例に必要な事項につきましては規定しているものと認識しております。

○ひがし委員

今、対等な関係で指定管理者と契約を結ぶということを確認させていただきました。そうなった場合に、対等な関係にもかかわらずなかなか入れないという事情が現在あるということは区も認識しているところだと思っております。実際に重度障害者が利用できていないという実態について、これまで指定管理者との対等な関係での自由な契約というようなところから原因が来ているのではないかと思っております。区がしっかりと責任を持って入居選考についても考えたほうがいいのかと思うのですけれども、その点についてのお考えもお聞かせください。

最後に、他区のグループホームの条例では、区長の承認という項目がある。また、指定管理者に委任する場合には、条例にその旨の記載があります。改正案にはその記載がありません。条例が法令に違反していないというのを認識しているのですけれども、地方自治法にも反していないということによろしいのかというのを最後に確認をさせていただきます。

○松山障害者支援課長

まず1点目ですけれども、対等な関係なため、重度障害者が入りにくいのではないかとご指摘ですが、対等な関係というのは、既に障害者総合支援法の中で、全てサービスの提供に当たり、対等な関係であるという、措置から契約制度に移った段階で、障害者の方が自ら選択してご希望するというようなことを大事に法律としてもしてきたというところでございます。対等な関係であることと重度障害者が入りにくいというのは、また課題としては別な課題であると捉えております。

そういったような全ての方のご希望に添えないのは本当に心苦しいことでございますので、今後とも区としても、ご希望に添えるよう、またグループホームの整備・運営に努めてまいります。

それから、2点目ですけれども、他区の状況でございますが、サービス利用に係る契約制度に条例を移行している区は9区でございます。私どもの品川区の中におきましても、実は障害者総合支援施設条例、ぐるっぽ条例につきましては既に対応済みでございまして、ただ、今、区の中でも対応している条例と、それ以外の4本、今回ご提案させていただく条例はまだ対応ができていなかった条例でございます。

今回見直しを図りまして、品川区と同様の契約制度から移行済みの条例、移行前の条例が混在してい

る区が7区ございます。他区ともまだまだ整理している最中であるということを知っております。決して地方自治法に反しているものではございません。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

○若林委員

今回の改正の一つですけれども、会館の利用に係る料金、利用料金、これを指定管理者の収入として利用者から収受することができるということで、当然、今まで利用料金というのは指定管理者の収入だったのは、会計上はそうだったと思うのですけれども、今までは意外と、今回、本当にそういうことだったのだなと。一回、使用料、家賃等を区に払って、区から指定管理者に送金する。そういうことが「えー」と思ったのですけれども、そこで、過去のことなので、過去って、まだ4月1日施行なので、今まで一回区に入ったお金を指定管理に……、タイムラグが出てくるわけですね。例えば、極端に言うと、四半期に一括して指定管理に送金するとか、その都度、翌日には振替していたのですということの、どういう形でやられていたという、タイムラグの部分、それをお聞きしたいのと、そうすると、送金は当然、銀行口座等を利用してということになると思うので、手数料が品川区のほうに、あまり変なことを聞かないほうがいいかな。一応、参考までに、手数料はどういう扱いをしていたのかという、この2つを確認させていただいて、一遍に聞いてしまいます。今回、2本、4本と。ほかの指定管理条例ということもあって、そうすると、指定管理というのは品川区ではたくさんあって、そのほかの指定管理のこういう条例、ほかの今回出ているもの以外は、いわゆる指定管理者が直接収受するというものになっているかどうかの確認を、以上3点、お聞きします。

○松山障害者支援課長

まず、指定管理者への振込ですが、半年に1回という形を取っております。指定管理者とどういう振込形態にするかは、協議の上、決めているものでございます。

それから、手数料につきましては、区の会計でまとめてということになります。

それから、3点目ですけれども、障害者支援課では、指定管理者から区の歳入になっていたものは家賃のみでございますので、改正後以降は、全て利用料金として指定管理者の収入になるというものでございます。

○若林委員

指定管理の収入になるのはずっと以前からそうだったのですね。今回は直接支払うのが区からということで、そこは理解しているのですが、直接指定管理が収受しているという条例にほかの全てがなっているのかどうかという確認。これはここで言うと、所管で言うと、高齢者施設であったり、障害のある方の施設だったり、指定管理はその2つぐらいですかね。保健は関係ない……、厚生委員会の所管の中でそういう条例を抱えている、課長のもしまだあるのですということがあれば、確認だけはしておきたいと。

○松山障害者支援課長

障害者分野では、委員おっしゃられるようなものはございません。今回改正のご議決をいただければ、全て改正後は指定管理者の収入としてなるものでございます。

○菅野高齢者福祉課長

障害者分野以外というところで、介護保険施設に関しましても、指定管理施設に関しては、サービス費用の部分と、あとは、介護報酬の部分、あと、食費や居住費などの、ご本人が負担していただくもの

についても、全て指定管理施設のほうで収入しております。

○樫村高齢者地域支援課長

ゆうゆうプラザでございますけれども、ゆうゆうプラザに関しましては、指定管理者の収入ではなくて、区の収入として収入しております。使用料ですね。団体、お部屋の利用料とかです。

○若生健康課長

健康推進部では、健康センターが指定管理になってはいますが、健康センターについては、利用料収入は全て指定管理者の収入になっております。

○若林委員

収入になっているのは分かっているのだけれども、きちんと指定管理が直接収受しているのかということの確認です。

○若生健康課長

指定管理者が直接収受しております。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

○石田（秀）副委員長

1つだけお聞きしたいのですが、今のに大分近いのだけれども、先ほど改正の理由をおっしゃって、それで、指定管理者が様々、事務的なことも含めて簡素化されるのだと。けれど、直接収入するというのは、別に簡素化されるとは思えないのです。逆に手間が増える場合も出てしまうような気がしてなくて、何しろ、いいのです。簡素化されることによって、仕事量が非常に指定管理者も減ってきたりということがあれば、そのことによって、サービスの質の維持とか向上が図れますという行政側の考えなのか、それから、区民の方々からご指摘をいただいて、それで様々整理をしましたというお話なのだけれども、何を言いたいかという、区民の方々のご利用者が、指定管理制度に基づいた今の施設が利用しやすくなるのか。ここにも書いてあるけれども、障害者自らが選択できるようにするのですというわけですね。自ら選択するのももちろんそれはいいのだけれども、それで相談をするのは、どこかが相談を受けるわけですね。それでその選択をしていけるわけだけれども、それでその施設を利用したときに、そごがないように、今以上になれますというところだけの確認をしたい。

○松山障害者支援課長

会計事務の指定管理者の簡素化というところでございますけれども、現段階では、指定管理者がそれぞれの利用者から家賃をまず徴収して、取りまとめたものを区のほうに歳入していたというものがございます。そのため、実際に区の歳入にする手間が、指定管理者としてはそこはなくなるということでございますので、指定管理者としては、事務の効率化が図れるということで話をしている段階でございます。

また、こちらの条例なのですが、1つは、やはり条例に沿った行政をするというのが1つありまして、やはり総合支援法に沿ったものでの条例の立てつけを変えるというところで、区民の方がより分かりやすく、誤解のないようにという形で今回させていただいたもので、この後、指定議案もありますけれども、もちろん相談事業所も、自らどういふご希望があつて、この施設を選びたいというご相談をいただいた後に、指定管理者が選ばれるような施設にしていくというのが一番でございますので、利用しやすくなるように運営努力をやはり図っていただくというものでございます。

また指定議案のところでご説明させていただくのですが、指定管理者からも少し新たな提案もござい

ますので、それも含めまして、今後とも指定管理者がよりよいサービスを提供できるように努めてまいります。

○石田（秀）副委員長

1点だけお願いだけしておきます。我々も利用者の方々から、いろいろ直接的にお話を伺うときがあるときに、いい話ばかりではないわけです。施設をご利用されて、結構、こういうのがこうしてほしいとか、いろいろな話を聞くけれども、こういうときでないと、ある程度我々も言えないけれども、こういうときにやはりそういう区民の皆さん、利用者の方々のご意見を聞いて、それで、こういう施設はこうようになっていくのですよと。もちろん数のこともあるのだけれども、数は別として、だけど、今あるものがそのように入ったときに、ここはこうに変えてほしかった、こんなものは要らないのではないのかとか、いろいろお話があるけれども、そこがやはりここに書いてあるとおり、質の維持とか向上を図っていくということだと思うので、そこはせっかくこういう議案があるので、条例改正もするので、ぜひよくなるようにお願いしたいと思います。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

○筒井委員

今回のご説明のとおり、条例改正になれば、今まさに利用者からの利用料金の収受という点ではすっきりするというので、非常にいいと思うのですが、確認として、今回、ご説明のとおり、指定管理の案件があるから、それに合わせて条例も整理したというお話がありましたけれども、全体的に国のほうとかから、もう少し地方自治体も条例を整理してくれとか、そういった要請というのはなかったのでしょうか。それとも、完全に今回品川区の独自の判断なのでしょうか。

○松山障害者支援課長

条例の一部を改正するに至った経緯でございますが、特に国のほうから各自治体の条例を変えてくれということの要請はございませんで、それぞれ各自治体の判断で、今回は品川区として条例の規定を整備し、指定管理者の運営努力の推進を図るために改正していこうというものでございます。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず、第22号議案、品川区立心身障害者福祉会館条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○石田（秀）副委員長

賛成です。

○若林委員

賛成です。

○ひがし委員

賛成です。

○鈴木委員

賛成です。

○筒井委員

賛成です。

○やなぎさわ委員

賛成です。

○松永委員長

それでは、これより第22号議案、品川区立心身障害者福祉会館条例の一部を改正する条例につきまして採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第23号議案、品川区立知的障害者グループホーム条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○石田（秀）副委員長

賛成です。

○若林委員

賛成です。

○ひがし委員

賛成です。

○鈴木委員

賛成です。

○筒井委員

賛成です。

○やなぎさわ委員

賛成です。

○松永委員長

それでは、これより第23号議案、品川区立知的障害者グループホーム条例の一部を改正する条例につきまして採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第24号議案、品川区立知的障害者福祉施設条例の一部を改正する条例につきまして、各会派

の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○石田（秀）副委員長

賛成です。

○若林委員

賛成です。

○ひがし委員

賛成です。

○鈴木委員

賛成です。

○筒井委員

賛成です。

○やなぎさわ委員

賛成です。

○松永委員長

それでは、これより第24号議案、品川区立知的障害者福祉施設条例の一部を改正する条例につきまして採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

最後に、第25号議案、品川区立発達障害者支援施設条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○石田（秀）副委員長

賛成です。

○若林委員

賛成です。

○ひがし委員

賛成です。

○鈴木委員

賛成です。

○筒井委員

賛成です。

○やなぎさわ委員

賛成です。

○松永委員長

それでは、これより第25号議案、品川区立発達障害者支援施設条例の一部を改正する条例につきまして採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

(5) 第26号議案 品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例

(7) 第28号議案 品川区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

○松永委員長

次に、(5)第26号議案、品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例、(7)第28号議案、品川区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の2議案を議題に供します。

これら2議案につきましては、関連する内容のため、一括して説明、質疑を行い、その後、議案ごとに採決を行いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

本件につきまして、理事者よりご説明願ひます。

○菅野高齢者福祉課長

それでは、私から、第26号議案、品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

資料のほうをご覧くださいと思います。

1番、改正の理由です。区の介護保険システムは、令和7年度中に標準化システムへの移行を予定しております。システム移行を踏まえ、業務手順について標準仕様書に沿うよう見直しを進める中、保険料徴収事務において、区民の方が年間保険料額を分かりやすく、保険料通知に関する経費の軽減が見込める運用にするため、改正を行うものです。

2番、改正の概要です。普通徴収の賦課算定を年2回（4月・7月）から1回（7月）へ変更いたします。これにより、年12回に分けていた納期限が、7月から翌年3月までの9回となります。

3番、施行期日は令和8年4月1日で、令和8年度分の介護保険料より適用となります。

5番、その他のところで2点、補足させていただきます。1つ目、特別徴収（年金からの差引き）は、介護保険法に徴収方法が規定されているため、法に基づく徴収方法を継続しますが、年2回の通知を年1回に変更することで、年間保険料額が分かりやすい運用といたします。

2つ目、区民の方への影響を考慮し、条例改正後、7月の保険料通知等にて周知していく予定です。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○池田国保医療年金課長

私は、第28号議案、品川区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例と同様に、後期高齢者医療の保険料の普通徴収につきまして、住民税決定前の4月に保険料を仮決定する暫定賦課を廃止しまして、住民税決定後の7月に保険料を確定する、徴収する確定賦課のみを行うように見直すものでございます。

改正の理由でございますけれども、デジタル庁が推進します基幹業務システムの標準化により、品川区の後期高齢者医療システムについても標準仕様に準拠したシステムに移行するため、令和8年1月の稼働に向けて、現在、標準化に移行するというところでございます。システム標準化に当たりまして、業務手順の標準仕様に沿うように運用の見直しを進める中、保険料の賦課徴収事務について、区民が年間保険料額を把握しやすくするため、後期高齢者医療に関する条例についての所要の改正を行うものでございます。

改正の概要でございます。後期高齢者医療保険料の徴収方法について、公的年金から天引きする特別徴収ですけれども、特別徴収の対象とならない方に対し、納付書や口座振替で納める普通徴収を行っているところでございまして、普通徴収の保険料賦課算定について、4月の仮算定と、それから、前年度の年間保険料を12等分にした額の3か月をお知らせし、前年の所得確定後の7月を本算定としていたものを、保険料の賦課を7月の1回に変更するものでございます。4月から3月末の年12回に分けていたものを、7月から翌年3月までの9回という形になります。

施行日でございます。令和8年の4月1日、令和8年度分の後期高齢者医療保険料より適用という形になります。

新旧対照表については、別紙のとおりとなっております。

その他についてですけれども、特別徴収については仮算定は廃止できませんが、保険料の通知を7月の本算定に送付するような形を取ることといたします。

また、周知についてですけれども、令和7年度保険料の決定通知時に全被保険者に案内するほか、ホームページや広報しながわを活用して、令和8年度からの保険料についての周知を行っていく予定でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○松永委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○鈴木委員

介護保険のほうなのですけれども、普通徴収の人の人数なのですが、年金が月1万5,000円以下の人が年金天引きにならないということで、普通徴収ということになると思うのですけれども、その人数が、介護保険の運営状況というところで見たのですが、1万2,624人、これは令和6年3月ということで、15.4%ぐらいが普通徴収になっているということで、そのうち生活保護と口座振替の方が5%で、納付書で払う方は10.4%ということになるので、8,500人くらいになるのかということだと思うのですけれども、特に納付書で払っている方が、今回、こういう形で仮算定がされずに、9回で払うということになるという仕組みになると思うのですが、これは結構、仮算定で新たにまた保険料が変わるといっても、すぐなかなかややこしくて分かりにくいという思いがしているので、そういう点ではすっきりするかと思うのですけれども、周知というのは、広報と本人への通知ということで、保険料が途中で変わるということそのものも理解が大変だったのではないかという思いがするのですが、周知についてはどのようにするのかということと、あと、国保もこういう形で、税が確定するまで、4、5月は払わないで、6月からの10回払いとなっていると思うのですけれども、なぜ標準システムというのは10回払いではなくて9回ということになったのか、そこら辺のところがあったら教えていただきたいと思います。

それから、あと、特別徴収の、年金天引きの場合なのですけれども、これ、改正はないということなのですが、2か月ごとに年金が入るので、そこから天引きされるという仕組みが変わらないということではないのでしょうか。だから、4月、6月、8月という形で天引きされていくと思うのですけれども、それは今までどおり仮算定をするのか。なぜ特別徴収の方というのは改正がないということになるのか、その点、お聞かせいただきたいと思います。

○菅野高齢者福祉課長

何点かご質問いただきましたので、順番にお答えさせていただきます。

まず、1点目の普通徴収の方の割合というところで、委員おっしゃられたとおり、私が今調べたので、直近で令和6年12月末時点で、普通徴収の方は1万2,422人となっておりますので、大体同じぐらいの人数なのかと思います。大体高齢者の65歳以上の方が8万2,000人いますので、同じような比率になっているところです。

普通徴収なのですけれども、65歳のときに年金の受給が始まるのですが、年金機構の手続の関係で、すぐに年金の天引きができるわけではないというところがあるので、一時的に65歳になった瞬間に半年間ぐらいは普通徴収の時期が発生してしまうということがあります。ということで、例えば令和5年度6年度とも普通徴収の方がどのぐらいいるのかというところを分析したところ、8,043人となっているのです。そのうち、先ほどの年金が一定額以上でないのが普通徴収になっている方がどのぐらいいるのかというので、第5段階から第4段階の方がどのぐらいいるのかということになりますと、2,087人という数字でしたので、かなり人数的には少ない方たちなのかと。それ以外の6,000人の方は、結局、ほかの給与収入等があって、年金がその額ではないというところでの普通徴収になっている方もいらっしゃるというのが、一応、実情となっております。

そういった方たちに対して、そうは言いますが、納付書を送ることによって、今までは12回払いだったのが9回払いになって、1回当たりの金額が高くなる方も確かにいらっしゃると思います。そういった方たちには、納付相談があった場合には、未納等、柔軟に対応していきたいとは思っているところです。

あと、お知らせについては、今回、1年以上前に条例を改正させていただくということになりますので、まずは7月の通知のときに、来年度からは変わるというお話をさせていただくと、あと、4月に今までは仮算定通知を送らせていただいているところを、例えば、令和8年度の4月には送らないということになりますので、その際には、広報等に今回は送riませんという周知等もさせていただくなど、きめ細やかな周知方法を対応していきたいと思っております。

あと、最後の特別徴収、年金天引きについては現状のままかというところなのですけれども、介護保険法で、こちらについては年金のほうから引くようにという規定が決まっておりますので、変えることはできずに、今も年金の場合は偶数月が支給日になっていて、そこで天引きをされますので、4月、6月、8月につきましては今までどおり仮徴収という形になり、10月、12月、2月が本徴収で、7月もしくは8月に1年分のこういう通知がありますよというのを通知させていただくというような仕組みとなっております。

○池田国保医療年金課長

国民健康保険料と後期高齢者医療制度の保険料の部分での回数のところでございますけれども、国民健康保険料についてはなぜ10回で、後期は9回かといいますと、国民健康保険の場合には、税の計算が決定するのが6月ということで、そのまま区内で賦課の計算ができますので、6月から翌年の3月

までの10回ということで、賦課割合、賦課を割りつけることができますけれども、後期高齢者医療制度につきましては、東京都の広域連合のほうで賦課を行っておりますので、私どものほうで住民税の決定が出た後で広域連合のほうにデータをお渡しして、それから賦課計算という形になってまいりますので、どうしても7月からの9回払いという形になってしまいます。

○鈴木委員

ありがとうございます。

もう一つ、介護保険のほうははっきりそのように運営状況の中で示されているので、普通徴収の人がどれくらいというのはすぐ分かるのですけれども、後期高齢のほうは、特別徴収と普通徴収の人数とか割合というのはどれぐらいなのか、教えていただけたらと思います。

○池田国保医療年金課長

後期高齢者の加入者の普通徴収と特別徴収の割合ですけれども、普通徴収が約2万2,000人、特別徴収も約2万2,000人ということで、ほぼ同じ数字の割合の方で徴収をさせていただいているところでございます。

それからあと、先ほど答弁が漏れておりました。特別徴収の方については、介護保険と同様に年6回のお支払いということで、これは変わりはありません。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず、第26号議案、品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○石田（秀）副委員長

賛成です。

○若林委員

賛成です。

○ひがし委員

賛成です。

○鈴木委員

賛成です。

○筒井委員

賛成です。

○やなぎさわ委員

賛成です。

○松永委員長

それでは、これより第26号議案、品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例につきまして採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第28号議案、品川区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○石田（秀）副委員長

賛成です。

○若林委員

賛成です。

○ひがし委員

賛成です。

○鈴木委員

賛成です。

○筒井委員

賛成です。

○やなぎさわ委員

賛成です。

○松永委員長

それでは、これより第28号議案、品川区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

(8) 第41号議案 指定管理者の指定について

(9) 第42号議案 指定管理者の指定について

○松永委員長

次に、予定表の順番を一部変更し、(8)第41号議案および(9)第42号議案、指定管理者の指定についてを議題に供します。

議題に入ります前に、進行についてご案内させていただきます。指定管理者の指定に関する計11議案につきましては、効率的な委員会運営を図るため、各所管部署ごとに分類して審議を進めてまいります。ただし、採決はそれぞれ各議案ごとに行います。

なお、今回の議案は指定管理者の指定に関するものでございますので、その点を踏まえて、皆様、よ

ろしくご質疑をお願いいたします。

それでは、最初に、福祉計画課所管分といたしまして、(8)第41号議案および(9)第42号議案、指定管理者の指定についての2議案を、関連するものとして一括して議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○東野福祉計画課長

それでは、私から、福祉計画課所管施設の第41号議案および第42号議案の指定管理者の指定につきまして、資料に沿って一括してご説明をいたします。

1、管理を行わせる施設の名称は、品川区立八潮南特別養護老人ホーム、こちらが42号議案でございます。および八潮南認知症高齢者グループホーム、こちらが41号議案でございます。所在地は、八潮五丁目9番2号でございます。

本施設につきましては、現在、増改築計画を進めているため、敷地内の既存棟と増築棟を含めた一体的な管理運営を行うものとしております。

2、指定管理者候補者は、社会福祉法人品川総合福祉センターで、代表者および所在地は記載のとおりでございます。

3、指定期間は、令和8年5月1日から令和13年4月30日までを予定しております。

4、指定管理者候補者の選定につきましては、公募型プロポーザル方式にて行い、応募があった1事業者につきまして、選定委員会での審査の結果、同法人を指定管理者の候補者といたしました。

選定理由といたしましては、別紙報告書1ページの下段、Iの6をご覧ください。同法人の選定に際しましては、地域に根差したサービス提供を行っており、現状の課題に対しての積極的な提案が見られることや、現在行っている増改築工事前後の区との連携によりまして、引き続き安定した運営管理ができることを評価したものでございます。

表紙に戻りまして、5、指定管理者候補者の選定までの経緯につきましては、別紙報告書2ページ、IIIの選定経過をご覧ください。

まず、令和6年11月8日に行いました選定予備委員会では、提出された申請書類および計画書類について、提案内容、財務分析などの評価などを基に総合的な審査を行いました。選定予備委員会での審査の内容につきましては、報告書の2ページから3ページに記載のとおりでございます。

次に、令和6年12月19日に行いました選定委員会では、選定予備委員会での審査結果を基に、対象事業者のプレゼンテーションおよびヒアリングによりまして、指定管理者候補者を選定いたしました。選定委員会の審査の内容につきましては、報告書4ページから5ページに記載のとおりでございます。

以上、選考基準に基づき審査を行いました結果、当該施設の指定管理者として適格であると判断し、社会福祉法人品川総合福祉センターを指定管理者候補者として選定をいたしました。

表紙に戻りまして、6、今後のスケジュールにつきましては、記載のとおりでございます。

増改築後の定員増加に伴う条例改正につきましては、改めて議案を提出いたします。

私からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○松永委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○鈴木委員

この報告書の2ページのところで、公募の結果が、やはり品福の1者からの応募ということですから

ども、どの範囲でどのような公募をかけたのか、伺いたいと思います。

今回、ここの八潮南のところは、増改築というところで、その部分も含めてということになるので、特別複雑なところなので、新たな事業者というのはハードルが高いのではないかと思いますけれども、現状、品福だけということについては、区としてどう捉えられているのか伺いたいと思います。

あと、増築工事というのはもう始まったのか、その点も教えてください。

あと、厚生委員会に以前報告された令和5年度のモニタリングのところを改めて見てみたのですけれども、特養ホームもグループホームも、共に3年連続の赤字なのです。それで、報告書の3ページのところで委員の意見というところでも書かれているのですが、まず、予備委員会のところで、財務状況評価というところが40点満点のところまで16点ということで、ここにも継続的な積立金の取り崩しが確認され注意が必要だということで委員の意見もあるのですけれども、それが選定委員会が16点が26点に10点上がっているのですが、そのところはなぜそのように選定委員会が上がったのか、また、どのように改善される見通しというのがあるのか、伺いたいと思います。

それから、一遍に聞いてしまいますけれども、グループホームのモニタリングでも、人件費を毎年減らしているような状況で、利用率も96.5%ということで高いのに赤字がなくなるという状況なのですが、でも、このグループホームのほうは、指定管理料がゼロなのです。それというのは、これからもゼロのままで行って大丈夫なのか。そこら辺のところ、区としての捉え方がどうなのかという点も伺えたらと思います。

○東野福祉計画課長

まず、今回応募がありましたのは、品川総合福祉センター1者でございました。周知の範囲といたしましては、区のホームページ、それから広報等で、多くの事業者様に参加いただきたいということで周知をしているものでございます。

新たな事業者の参入につきましては、前にもこの委員会でも公募のときにお話をさせていただきました。なかなかアドバンテージにつきましては、現事業者のほうを持っているもの、それから、八潮地域に根差した事業活動を行っている者として、新規参入の事業者については難しいところがあると考えております。

ですが、今回、応募に際しましては、説明会に参加した事業者もいらっしゃいました。中身を確認した上で、公募には至らなかったというようなところでございます。

それから、こちら、増改築工事ですが、まず、グラウンドの移設につきましては、現在工事を適時進めているところで、増改築工事につきましては、今準備工事を進めているところでございます。

それから、モニタリングの評価でまた赤字であったというところを受けまして、今回、選定予備委員会では、財務会計上の評価、財務状況評価点、16点ということでございました。こちらは、4名の選定予備委員会の委員によりまして点数づけを行ったところでございます。財務状況につきましては、あまり好ましくないといいますが、経営上厳しい状況があるというところで、選定予備委員会のところでは16点とつけておりました。

選定委員会のほうにつきましては、指定管理者候補者となります社会福祉法人の財務状況をはかるということに際しまして、運営状況が一律どういう評価をするべきかということで議論がございました。その中では、通常の株式会社であるとか一般法人であるとかというところの評価については、ある程度、今の経営状況、経済状況も含めて考えたほうがいいのではないかとのご意見も受けた上で、各選定委員がその評価をしたものでございます。したがって、一定程度上回った評価になったというところ

で記録がございます。

それから、赤字の改善の見通しというところでは、今回も提案の中で、改善に向けた資金計画でありますとか、従業員の調達計画、そういったものを含めて、改善の見通しが、すぐではないのですけれども、将来にわたって認められるのではないかとというところで評価をしたものでございます。

○菅野高齢者福祉課長

モニタリング評価の部分についてのお話がありましたので、1点、補足説明をさせていただきます。委員のご質問の中で、八潮南グループホームの管理委託料がゼロ円というところのご指摘がございました。こちらにつきましては、区からの委託料がゼロ円ということではなく、法人の会計処理上、併設する特別養護老人ホーム八潮南、特養の会計のほうに一括して計上されているものでありますので、決してゼロ円ではないというところで補足させていただきます。

○鈴木委員

分かりました。前にもそのような説明を受けていたかもしれません。

では、ここでもかなり本当に今、介護の現場というのがどこでも厳しいというのがこういう形で、全体のモニタリングの中でも、デイサービスも赤字の部分も多かったですし、本当に赤字経営にならざるを得ないという介護全体の厳しさがここにも出ているのかと思います。

そういう中で、本当に現場では大変な努力をされているのだろうという思いがしているのですけれども、26点になったというのは、品福全体としてはここだけではないですし、これまでの歴史もありますし、そういう社会福祉法人品福というところでの財務状況というところを含めて考えたら、26点ということになったという、そんな感じで捉えればいいのでしょうか。

その点と、あとは、介護全体が本当に厳しい状況になっていますので、区としてもそういう赤字がどんどん続くというところに対しては、事業者の状況も本当にしっかりと見ていただきながら、支援すべきところは支援していただくというところで、必要なかという思いがしていますけれども、その点も伺えたらと思います。

○東野福祉計画課長

財務評価につきましては、委員がおっしゃるとおり、社会福祉法人全体の評価として、当初の評価がかなり厳しかったのではないかとということが、委員のほうからお話があったものでございます。

ちょうど同じぐらいの時期に、ほかの社会福祉法人との契約といたしますか、指定管理の案件もございましたので、その辺につきましてきちんと精査をさせていただいたというものでございます。

それから、支援すべきところは支援をということでございます。昨今の経済状況、それから、介護の状況というのは厳しいものがございます。区としてできるものはどういうことかというものを考えていければと思っております。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

○筒井委員

今回、品川総合福祉センターというところが選ばれたのですけれども、当然、過去の実績とか、地域に根差しているとかということはアドバンテージがあることは確かなのですが、先ほどご答弁にあったとおり、それ以外の業者は難しいと今おっしゃられましたけれども、そこはあまり偏見を持たずに、もう少し幅広く募集していかないといけないのかと思うのですが、その辺り、どのようにお考えなのかということと、あと、説明会には3者いらしたということで、その3者というのはどのようなところだっ

たのかお知らせください。

○東野福祉計画課長

今回、公募に当たりましては、条件的にはほかの業者も同じ条件でというところで公募をかけているものでございます。先ほど私が発言でほかの業者は難しいのではないかというものは、区として、これまで続けてこられた実績などを踏まえての感想でございます。

偏見を持たずにというところでございますが、もし公募事業者がほかにもいらっしやいまして、こちらの品川総合福祉センターを上回るような提案がございましたらば、そちらを選ぶという選択もあると考えております。

それから、事前の説明会に来られた事業者につきましては、2者でございます。もう1者はやはり社会福祉法人で、区内の特養ホームの運営にご興味を持たれていたというところでございます。そういう事情はございますが、説明を聞いてご辞退をされたというのが経緯でございます。

○筒井委員

分かりました。なるべく選択肢は多く取ったほうがいいと思いますので、その辺り、ご留意の上、公募をかけていただきたいと思います。

あと、3ページの収支計画のところ、人件費比率が平均に比べて高い点が見受けられたというのですけれども、具体的にどの程度、品福は人件費が高いのか。どの辺りの役職のところが高いのか、その点、分かれば教えてください。

○東野福祉計画課長

収支計画の人件費比率というところにおきますと、品川総合福祉センター、やはり夜間の職員の確保というところがなかなか難しいというところで、例えば、派遣の方を雇ったり、そういうことをしているということでご伺っております。その辺が高くなっている一つの理由かとは思っております。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

○やなぎさわ委員

財務評価について確認なのですけれども、予備で16点で、本審査は26点ということで、これは誰が見ても結構、1.5倍以上に上がっていて、びっくりするところであって、予備が厳し過ぎたということで、実際上がりましたというご説明だったと思うのですけれども、予備にしる、本審査にしる、やはりこういった審査というのはある程度一定の基準をもって審査されるべきであって、1.5倍とか、そんなに上下幅が出るものではないのかと思います。

本審査のほうで、ある意味、条件を緩和して、調査したと。26点だということで、こういった財務に関わる評価というのは、本審査でやったような基準で今後はやっていくという理解でよろしいですか。

○東野福祉計画課長

先ほど来お話しさせていただきましたのは、こちらの選定結果等報告書の6ページのところにございます、3番の公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているか、こちらのところに関わってくるものでございます。そういった安定的に提供できる経営基盤を有しているか、ここが10点満点というところになります。

下のところに小さく掛ける2という点数が入っているかと思うので、5点でまず評価をしたうちに2倍するというところになってきています。予備審査では、こちらはお一人2点というところが平均してあったというのが2倍で、4人分ですから、16点というところになります。

本選定委員会につきましては、3点の方がいらっちゃった、それから、4点をつけた方もいらっちゃったというところで、こちらでの差が出てきましたので、10点ほど差が出ているというところで、1点の方が何人いて、1点分が2点分がというところでの差が開いてきたというものでございます。

今後なのですけれども、こちら、最初お話ししましたとおり、選定予備委員会ではかなり厳しめの評定をしていたというところがございます。本選の選定委員会におきましては、有識者も入れた選定委員会となっております、そちらの方々からの助言もありまして、各自、それを基に選定、点数を入れたというようところがございます。

社会福祉法人、今後経済状況が変わってくる可能性もございますが、当面はこういった形での選定方式といえますか、点数の方式になってくると思っているところでございます。

○やなぎさわ委員

かしこまりました。

1つ気になるのが、今回1者だけだったのでよかったのですが、何者もあって、一次選考で何者か落としたりということもあると思うのです。そのときに、あまりにも予備と本審査で考え方が違い過ぎると、本来であれば上位に来るはずの法人が、そこで足切りされてしまうということにもなりかねないと思うので、その辺、ある程度の統一化を図られるべきではないかということで提案させていただきます。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

○石田（秀）副委員長

今の財政状況の話は何度もやっているから、あそこの場合はずっと1列で、人が必ず行ったら戻ってこなくてはならない。真ん中からあるわけではないし、距離も長いし、働く人も運河を越えてくるという人が減ってしまうというのも、前、すごくこれは事実としてあるのだというお話があったり、そうすると、それをまた頼むとなると、金額も高くなければ駄目だと。決まった金額しか入ってこないわけです。決まった金額が入ってきて、なおかつそういう状況。あそこは個室しつらえだから、金額の問題もあったりというのもあるから、相当、あの1列をよく、今、大変なわけではないですか。今度、四角いのできるわけだから、そちらでしっかり体制を整えてやってくれるというのが期待値だと思うのです。だから、それは大変ご苦労があるのだろうけれども、もともとそっくり変えるのであれば、あの1列の校舎をどうやって使うかを考えないと、どっちみち利益は上がらない。

そこはやり方を変えるとか、数をどうするかという、違った施設にしていくとか考えないと、利益は上がらないと思うので、ぜひそこら辺は今後の一つの課題として考えてほしいと。それでないと、いつもこんな話になってしまうので、ぜひよろしく願います。それだけでいいです。

○松永委員長

要望でいいですか。

○石田（秀）副委員長

はい。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、各会派の態度を確認いたしますが、態度の確認に関しても一括で行います。議案によって態度が異なる場合は、その旨が分かるようお願いいたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○石田（秀）副委員長

賛成します。

○若林委員

賛成です。

○ひがし委員

賛成です。

○鈴木委員

賛成です。

○筒井委員

賛成です。

○やなぎさわ委員

賛成です。

○松永委員長

それでは、これより(8)第4 1号議案、指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

続きまして、(9)第4 2号議案、指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

(10) 第4 3号議案 指定管理者の指定について

(11) 第4 4号議案 指定管理者の指定について

(12) 第4 5号議案 指定管理者の指定について

○松永委員長

次に、障害者支援課所管分といたしまして、(10)第4 3号議案、(11)第4 4号議案および(12)第4 5号議案、指定管理者の指定についての3議案を関連するものとして一括して議題に供します。

本件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

○松山障害者支援課長

それでは、私から、障害者支援課の所管施設、第43号、第44号、第45号議案の指定管理者の指定につきまして、ご説明させていただきます。

1、管理を行わせる施設です。名称は、品川区立北品川つばさの家、43号議案でございます。品川区立西大井つばさの家、44号議案でございます。品川区立西大井福祉園および品川区立かがやき園、45号議案でございます。所在地は、それぞれ記載のとおりでございます。

2、指定管理者候補者です。北品川つばさの家は、社会福祉法人げんきです。西大井つばさの家および西大井福祉園、そしてかがやき園は、社会福祉法人福栄会でございます。代表者、所在地は、それぞれ記載のとおりです。

裏面をご覧ください。指定管理期間です。令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。

4、指定管理候補者の選定です。令和8年3月31日をもって現指定管理者の指定期間の終期を迎えることから、品川区指定管理者制度活用基本方針に基づき、公募型プロポーザル方式により行いました。報告書に記載のとおり、それぞれ応募がありました1事業者につきまして、指定管理者候補者選定予備委員会の審議を経た後、選定委員会にてプレゼンテーションおよびヒアリングを実施の上、総合的に審議および評価を実施し、指定管理候補者として選定いたしました。

選定理由につきましては、それぞれの施設の報告書によりご説明申し上げます。

まず、別紙、品川区立北品川つばさの家指定管理者候補者選定結果等報告書をご覧ください。

3ページの下段、6、選定理由でございます。利用者の主体性を尊重し、本人の意思に添い支援する運営方針や、家族支援の充実に努めている点、空床期間に一時利用できる体験型の提案があり、施設資源を有意義に活用し、区民ニーズにこたえようとする積極的な姿勢について評価いたしました。また、グループホームの実績や離職率の低さ、妥当性の高い収支計画から、安定的な人材確保や施設運営が期待できることでございます。

次に、別紙、品川区立西大井福祉園・西大井つばさの家指定管理者候補者選定結果等報告書をご覧ください。

3ページの下段、6に記載のとおり、高い稼働率で各事業を運営できる人員配置計画や、個々の能力に合わせた作業の提供や、利用促進の周知をする点、品川区障害者グループホーム連絡会を実施し、課題検討や支援内容等を情報交換する点、生活介護、就労継続支援B型では、重度化・高齢化を見据え、法人内の理学療法士による機能訓練や、グループホームでは、バックアップ施設の看護師による健康把握、緊急対応できる体制を構築する点、そして、バランスの取れた食事、年齢層個々に合わせた栄養マネジメントを行う点を評価いたしました。また、区との連携、他施設の実績、常勤職員の離職率の低さ、良好な財務基盤から、安定的な運営が期待できることでございます。

次に、別紙、品川区立かがやき園指定管理者候補者選定結果等報告書をご覧ください。

3ページの下段、6に記載のとおり、定期的な家族懇談会等での情報共有、意見交換を行い、利用者・家族が安心して利用できる体制や満足度の向上が期待できる点、生活介護・入所、短期入所を一体的に運営できる常勤職員の配置など、利用者が安心して過ごせる人員体制、利用者・家族・地域住民と一体的に楽しめるイベントや合同防災訓練、協力体制など、地域との関係づくり、利用促進に努める取組を評価いたしました。また、運営実績、常勤職員の離職率の低さや良好な財務基盤から、安定的な運営が期待できることでございます。

お戻りいただきまして、1枚目の裏面でございます。5、指定管理者候補者の選定までの経緯につきましては、それぞれ別紙報告書の4ページのⅢのとおりでございます。

なお、選定予備委員会は令和6年11月5日、選定委員会は11月15日に開催いたしました。

最後に、今後のスケジュールは記載のとおりでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○松永委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○鈴木委員

先ほど報告のありました八潮南特養の場合は、公募の結果、応募は1事業者という記載があったのですが、この報告書にはそういう記載がないのですが、3議案ともないのですが、全て現在指定管理を受けている事業者になっていると思うのですが、1事業者からしか応募がなかったのか、どのように公募したのか、伺いたいと思います。

これまで新規の障害者グループホームの公募などは、300者とか400者とかに送ったりして公募していたと思うのですが、今回も同様にされたのか、伺いたいと思います。

それから、15年間たって、指定管理者の任期で公募を行ったわけですので、これまでの事業者のみの応募だったとしても、その結果は報告書に1者からの応募だったということは書いたほうがいいのではないかなと思うのですが、その点も伺います。

それから、北品川つばさの家でも、それから次のところでも、たしか指定管理者選定委員会において8割を超える得点率となって、全会一致で申請者が指定管理者候補として適していると認められたという、この8割を超えるというのは総合点数のことで、400点満点のところ8割を超えるということの捉え方でいいのか、伺いたいと思います。

それから、一番最後のページに、選定基準の評価項目・配点というので、100点満点というのがあるのですが、これとこちらの点数が書いてあるところとの関連というか、そのところがよく分からないので、教えていただけたらと思います。

○松山障害者支援課長

まず、応募事業者、1事業者の応募があったという記載については、それぞれの報告書の2ページをご覧ください、北品川つばさの家の報告書の2ページをご覧くださいと、下段のところに、指定管理者候補者には1事業者から応募があるということで書かせていただいています。少し分かりにくくて申し訳ないのですが、それぞれの報告書にこのような記載をさせていただいております。

それから、公募の方法ですが、こちらにつきましても、広報、それからホームページを活用して公募を行っているものでございます。

既存のところですので、インセンティブとしては、なかなか新しい事業者の参入は難しいのですが、区としては、もちろん新しい事業者に参入いただいたほうが、選択肢としては選べるというのがございますけれども、なかなか説明会にもご参加はなかったというところでございます。

それから、点数のところでございますが、後ろにあります評価項目・配点につきましては、これはお一人分100点を持っていて、全て4人で採点をしていますので、全て総合になりますと400点ということになります。8割を超えるというのは、400点中、総合点数を割った割合を出させていただきます、それぞれ8割を超えるということで、かなり高い得点率になったという結果でございます。

○鈴木委員

ありがとうございます。すみません、2ページのところにあったのを見逃してしまっていて、あつてよかったです。

それから、あと、本当に既存の施設で、こういう15年たったら公募するという仕組みではありますけれども、今、介護でも障害者でも、施設の運営が本当に厳しい状況の中で、今までのところが継続してやっていただくということでもいいかという思いがするぐらい、これまでも本当に新しいグループホームを造るといときに公募しても、400者とかにずっと送ったりしても、1者しか来ないという状況ですので、今の政治状況の中で社会保障がなかなか厳しい、そういう中でこういう状況というのはやむを得ないかという思いがしています。

そのような中で、すごく高い点数で8割を超えるというところが、今まで指定管理者を受けてこれだけ事業者が高い点数という評価を得られているというのは、評価すべきところだろうと思います。

○松永委員長

ほかにご質疑等ございますでしょうか。

○やなぎさわ委員

1点だけ。北品川つばさの家の委員の意見のところ、職員の離職率が低いということが挙げられているのですけれども、具体的にどれぐらいのパーセンテージなのかを教えてください。

○松山障害者支援課長

北品川つばさの家は、指定管理業者が社会福祉法人げんきなのですが、離職率のパーセントとしては、7.69%ということで、かなり低いパーセンテージだと評価しております。

○やなぎさわ委員

重ねて確認ですが、離職率は、得点の中のどれぐらいのパーセンテージというか、何点とかで評価されているのか、確認をお願いします。

○松山障害者支援課長

特にこの評価項目を見ていただきますと、例えば、離職率のところに関しましては、項目としては、3の公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであることの中の(3)、福祉サービスを円滑かつ継続的に提供できる人的体制があるかというのが10点満点でありますので、離職率単独だけを抜き出しているわけではないのですけれども、10点の中に含まれているものでございます。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、各会派の態度を確認いたしますが、態度の確認に関しても一括で行います。議案によって態度が異なる場合は、その旨が分かるようお願いいたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○石田（秀）副委員長

賛成です。

○若林委員

賛成です。

○ひがし委員

賛成です。

○鈴木委員

賛成です。

○筒井委員

賛成です。

○やなぎさわ委員

賛成です。

○松永委員長

それでは、これより(10)第43号議案、指定管理者の指定についてを採決いたします。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

続きまして、(11)第44号議案、指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

最後に、(12)第45号議案、指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

(13) 第46号議案 指定管理者の指定について

(14) 第47号議案 指定管理者の指定について

(15) 第48号議案 指定管理者の指定について

(16) 第49号議案 指定管理者の指定について

(17) 第50号議案 指定管理者の指定について

○松永委員長

次に、高齢者福祉課所管分といたしまして、(13)第46号議案、(14)第47号議案、(15)第48号議案、(16)

第49号議案および(17)第50号議案、指定管理者の指定についての5議案を、関連するものとして一括して議題に供します。

本件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

○菅野高齢者福祉課長

それでは、施設ごとに取りまとめておりますので、順を追って説明をさせていただきます。

まず、第46号および第49号議案の指定管理者の指定についてのご説明をさせていただきます。

資料をご覧ください。

管理を行わせる施設です。名称は、(1)品川区立戸越台特別養護老人ホーム、戸越台在宅サービスセンター、(2)品川区立荏原特別養護老人ホーム、荏原在宅サービスセンターです。所在地は、それぞれ記載のとおりです。

2、指定管理者候補者です。(1)名称は、社会福祉法人三徳会です。(2)の代表者、(3)所在地は、記載のとおりです。

3、指定期間です。令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。

4、指定管理者候補者の選定です。公募型プロポーザル方式にて行い、応募があった1事業者につきまして、指定管理者候補者選定予備委員会の審議を経た後、選定委員会にてプレゼンテーションおよびヒアリングを実施の上、総合的に審議および評価を実施し、指定管理者候補者といたしました。

選定理由につきましては、それぞれの施設の報告書によりご説明いたします。

まず、別紙、品川区立戸越台特別養護老人ホーム、戸越台在宅サービスセンター指定管理者候補者選定結果等報告書をご覧ください。

1ページのIの6に記載しておりますが、眺望を活かしたイベントの企画運営や中学生の授業・ボランティア等の受入れなど、施設を活かした効果的な提案が見られる点や、外国人の介護人材確保・資格取得支援にも積極的に取り組むなど、介護人材確保等をはじめ、指定管理者として諸課題に取り組む姿勢を感じる点を高く評価し、今後も施設の設置目的に沿った施設運営が期待できることです。

次に、別紙、品川区立荏原特別養護老人ホーム、荏原在宅サービスセンター指定管理者候補者選定結果等報告書をご覧ください。

同じく1ページのIの6に記載しておりますが、食事や送迎における利用者の個別性に配慮したサービスや、人材確保・定着など、現在も課題も踏まえた積極的な提案が見られる点や、現在行われている大規模改修工事にも柔軟に対応し、区保健センターとの複合施設として区との連携を図っている点が評価でき、今後も着実な運営管理が期待できることです。

5、指定管理者候補者の選定までの経緯につきましては、それぞれの今ご紹介させていただいた報告書の2ページⅢのとおりです。

なお、選定予備委員会は、令和6年11月12日、選定委員会は12月6日に開催いたしました。

6、最後に、今後のスケジュールは記載のとおりです。

続きまして、第47号および第50号議案の指定管理者の指定についてのご説明をさせていただきます。

こちらの資料で、管理を行わせる施設です。(1)名称は、品川区立中延特別養護老人ホームおよび中延在宅サービスセンター、(2)所在地は、記載のとおりです。

2、指定管理者候補者です。名称は、社会福祉法人品川総合福祉センターです。(2)の代表者、(3)の所在地は、記載のとおりです。

3、指定期間です。令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。

4、指定管理者候補者の選定です。先ほどと同じく公募型プロポーザル方式にて行い、応募があった1事業者につきまして、指定管理者候補者選定予備委員会の審議を経た後、選定委員会にてプレゼンテーションおよびヒアリングを実施の上、総合的に審議および評価を実施し、指定管理者候補者となりました。

選定理由につきましては、同じく別紙、今度は品川区立中延特別養護老人ホームおよび中延在宅サービスセンター指定管理者候補者選定結果等報告書をご覧ください。

1ページのIの6に記載しておりますが、利用者の個別性に応じたサービス提供、手厚い職員体制の整備等により安定した運営を見込むことができる点や、離職率も低く、職員の人材確保・定着支援にも特色が認められる点が評価でき、また、現在設計を進めている大規模改修工事に当たっても、これまでの区との連携状況等から、安定した運営管理が期待できることとなっております。

5、指定管理者候補者までの選定の経緯につきましては、報告書の2ページⅢのとおりですので、ご覧いただければと思います。

選定予備委員会は令和6年11月8日、選定委員会は12月19日に開催いたしました。

6、最後に、今後のスケジュールは、記載のとおりとなっております。

続いて、最後に、第48号議案の指定管理者の指定についてのご説明をさせていただきます。

資料をご覧ください。

1の管理を行わせる施設です。(1)名称は、品川区立大井認知症高齢者グループホーム、(2)所在地は、記載のとおりです。

2、指定管理者候補者です。(1)名称は、株式会社ケアサークル恵愛です。(2)の代表者および(3)の所在地は、記載のとおりです。

3、指定期間です。令和7年8月1日から令和12年7月31日までの5年間です。

4、指定管理者候補者の選定です。こちらは、指定管理者制度活用に係る基本方針の規定により、現行の指定管理者を指定管理者候補者として選定いたしました。選定に当たりましては、指定管理者候補者選定予備委員会の審議を経た後、選定委員会にてプレゼンテーションおよびヒアリングを実施の上、総合的に審議および評価を実施して、指定管理者候補者となりました。

選定理由につきましては、報告書によりご説明いたしますので、同じくこちらの施設の報告書をご覧いただければと思います。

1ページIの6に記載しております、1ユニット運営の利点である利用者に寄り添った環境整備の容易さを活かし、入居前からの習慣や通い先を維持できるような生活支援をしている点、そして、一泊旅行や夏祭り等特徴的なプログラムを取り入れることで、利用者満足度の向上を図っている点が評価でき、また、グループ会社である調剤薬局との連携による服薬管理等の医療的な支援において、より細やかな対応が期待できることです。

5、指定管理者候補者の選定までの経緯につきましては、報告書の2ページⅢのとおりとなっております。

選定予備委員会は令和6年11月8日、選定委員会は12月19日に開催いたしました。

6の、最後に、今後のスケジュール等は記載のとおりとなっております。

○松永委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○鈴木委員

まず、戸越台、荏原特養ホーム、デイサービスのほうから伺いたいと思います。どちらもこれまで同様の成幸ホームが応募されて、引き続いて指定管理を受けるということになりますけれども、特養ホームもデイサービスも、戸越台も荏原特養も赤字がずっと続いているということですが、これに対して区としてどう考えているのか。経営が成り立つ見通しがあるのか。区の支援という点ではどう考えられているのかも伺いたいと思います。

特に荏原特養のほうで、大規模改修が今されていると思うのですが、また、保健センターの建て替えの影響もあるのではないかとと思うのですが、その点の影響というのはどう考えられているのか伺いたいと思います。

それから、大規模改修とか保健センターの建て替えというのは、今どのような状況になっているのか。予定どおり進んでいるのか。また、全て終わるのがいつになるのかという点についてもお聞かせいただきたいと思います。

あと、続いてごめんなさい。続いて、戸越台も荏原も、報告書の3ページのところに、財務評価のところの委員の意見で、慢性的な人手不足に伴う派遣職員比率の増加が潜在的なコスト増になっているということで書かれているのですが、結構ずっと前から、三徳会の代表の方というのは、現場がどれほど人材不足で大変かということ、現場がどれほど苦労しているかということも訴えられていたと思うのですが、これはどのように区としては見通しについても考えているのか、伺いたいと思います。

○菅野高齢者福祉課長

3点ご質問をいただきました。

まず、モニタリング等でも、こちらの荏原特養や戸越台特養については、特養、デイも含めて赤字が続いているというご指摘がございました。確かに特にコロナ禍において利用控え等もありまして、利用率が下がったことも大きく影響しているのかと思っております。

指定管理施設については、利用料金制を採用しておりますので、基本的には各運営事業者の収支の努力というのが第一なのですが、状況によっては、過去にも物価高騰対策の支援金、光熱水費等の支援金をさせていただいたり、あと、コロナ禍においては、コロナの中でもサービスを継続していただいたことへの支援金もさせていただいたこともございますので、時期を見て、そういったところも研究していきたいと思っております。

続いて、荏原特別養護老人ホームにつきましては、現在、ちょうど令和5年7月から工事が始まりまして、令和8年の4月までということで、居ながら工事等をさせていただいております。ちょうど次の指定管理の期間が令和8年4月からということになりますので、ほぼほぼ大規模改修が終わった以降の今回は運営面というところのお願いになっていくと思いますので、現在、例えば、特別養護老人ホームもやはり居ながら工事ということでお知らせをさせていただきながらの申込みにはなっているのですが、どうしても避けてしまうような傾向もあるかと思っております。その中でも入所率、頑張っていると思いますが、建て替えることによって利用率も上がっていくのではないかと捉えております。

最後の人材確保につきましては、確かに派遣職員の方の利用が多いために、収支の部分が難しいというような記載もございました。法人に確認をしたところ、派遣職員の率が、令和5年度については常勤換算で17.85%にも及んだということで、かなりの比率で、ここの部分が費用面に影響を及ぼしているのかとは捉えております。こちらについては、今現在、区のほうでも、そういった紹介料の補助を

やってみたり、あとは、居住支援手当というところで、こちらの法人も居住支援手当は支給をさせていただいているということもありますので、人材確保策、いろいろと法人の意見を聞きながら進めているところですので、今後も、そういった事務所の人手不足についてはお声を聞きながら、確保策については支援していきたいと思っております。

○鈴木委員

本当にどこでも介護の現場は大変なのだというのが表れていると思います。正規職員が雇えないということが、逆に経営が大変という状況になるというのが今の現状だと思います。そういう点では、本当に介護のところをもっと国のほうで何とかしないと大変なことになるのではないかとこのことを改めて思いました。

それから、あと、次に中延特養のほうも伺いたいと思います。これは選定予備委員会の、これも先ほどの八潮南と同じで、財務状況評価というのが16点で、40点満点なので、100点満点とすると40点という状況になるのが、また選定委員会のほうではたしか上がっていたと思うのは、多分、先ほどの八潮南特養と同じ考え方ということでいいのかと思うのですけれども、八潮のところにも書かれていましたが、基金の継続的な取崩しが確認されるなど、財務状況の悪化に対する注意が必要ということでもありますけれども、基金というのはどんな状況になっているのかというのは、区は把握しているのか。区としてはまだ大丈夫だという捉え方なのか、その点についても伺いたいと思います。

それから、もう一つ、続いて大井の認知症グループホームのほうなのですが、モニタリングでも黒字になっているのですが、なぜ財務状況評価というのが12点と低いのか。それで、選定委員会のほうでも、40点満点中20点ということになっているのですけれども、このところはなぜこんな低い点数なのか。人件費比率が高いということで書かれていますが、そういうことでこれだけ低い点数になるのか、その理由についても伺いたいと思います。

○菅野高齢者福祉課長

まず、中延特養の部分についての、先ほどと同じく、品川総合福祉センターが運営を受託したほかの施設と同様に、点数のつけ方等につきましては、こちら、同じ法人ですので、当然同じような財務状況の書類が出てきております。その中で、予備委員会では同じ点数で、選定委員会のほうで点数が上がった理由としましては、先ほどの答弁でもございましたけれども、有識者の方の助言もあったり、あとは、当日、運営法人の施設長がいらっしゃって、プレゼンテーションをしたり、質問等もございまして、その辺りのところで経営的に安定しているのかどうかというお話も聞かせていただいて、それも踏まえた上での点数ということになりますので、少し点数が上がって、それだったら任せられるだろうというような結論に至ったと捉えております。

あと、積立金の取崩しが確認されるなどということなのなのですが、こちらについては、法人の会計ということになりますので、いよいよ積立金がなくなって、もうまずいかということになると、ご相談等あると思いますが、そちらについては、法人の理事会だとか評議員会の中でいろいろご審議いただいていると思っておりますので、区としては注視していきたいと思っております。

あと、3点目の大井認知症グループホームについては、こちらについては、やはり1ユニットの小さな指定管理の場所ということもございまして、施設自体にはマイナスはないのですが、この会社の財務分析をした結果、少し厳しい答えが出たということもございましたので、予備委員会は12点、そして、選定委員会のほうも20点という点にはさせていただきました。ただ、こちらの事業者任せられるだけの体力があるという判断に至っております。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

○筒井委員

48号議案以外は公募をされたということなのですから、これも1事業者からの応募ということになりましたが、説明会とかにほかの業者がいらしたりはしなかったのですか。

○菅野高齢者福祉課長

公募した施設につきましては、説明会には実はもう1事業者、それぞれの施設、いらっしやいまして、説明等は一緒にお聞きいただいております。結果的には、そちらの事業者は応募しなかったため、1事業者の応募となった次第です。

○筒井委員

分かりました。

でも、いずれにせよ、もう1者しか説明会に来られなかったということなのですから、この委員会で度々お話が出ているのですが、やはり事業的にやりたいという事業者がそもそも少ないのですか。その辺り、どのように区として見ておられるのか、お聞きしたいと思います。

○菅野高齢者福祉課長

区としては、指定管理者制度が、制度運営の透明性や公平性を図る観点から、公募という期間を一定程度設けてさせていただいているので、それによってさらなるいい条件の事業者がいらっしやって、ご提案があった場合には、そちらをお願いするというのは、先ほど他の課長からの答弁もあったと思います。そのような期待値はあるのですが、現実的には、現行の応募者、運営事業者が応募するのみにとどまっているということになります。

介護保険制度が2000年に創設されてから、今、26年目になるのですけれども、やはり事業者に聞くと、介護報酬でやっていくのはかなり難しい部分はあるというお声は聞いておりますので、この辺りについては、施設の安定的な運営を目指さなければいけない保険者としては、注視していかなければいけないところだとは捉えております。

○松永委員長

ほかにご質疑等ございましたらご発言願います。

○やなぎさわ委員

46号および49号議案のところの3ページの委員の意見のところなのですが、(2)のところ、魅力ある職場を目指し東京都の認証を受けているという一方で、慢性的な人手不足ということなのですから、まず、都の認証というと、どういったものになっているのでしょうか。また、その効果がもし分かれば教えていただきたいのですけれども。

○菅野高齢者福祉課長

東京都の認証は、TOKYO働きやすい福祉の職場宣言というのを令和4年度にこちらの施設は取得したと、提案書には書いてございます。こちらの中で、ほかにも、東京都のかいごチャレンジ職場体験事業などにもエントリーしたりして、介護の未経験者が体験するインターンシップなどを受け入れ、その後、何とか雇用につなげるなど、幅広い取組をしているとは聞いております。

○やなぎさわ委員

となると、実際、人手不足になるというのは、当然離職者が多いということにつながりやすいと思って、職場に何かしらの問題がある可能性をはらんでいると思うのですけれども、そういったところの現

実的な人手不足というよりは、こういった都の取組にエントリーしているとか認証を受けているということのほうが、どちらかという評価基準としては上になるという理解でよろしいですか。

○菅野高齢者福祉課長

人手不足に関しては、この法人、この施設が何か悪いというより、介護業界全体の慢性的な人手不足というのがございますので、その中でそういったいろいろなことにチャレンジをされて、少しでも人材の確保に努めているというところは評価すべき点だと捉えております。

○やなぎさわ委員

そのような中、外国人人材を積極的に受け入れているというところなのですけれども、そこを受け入れてもなお人手不足になっているというのが、この三徳会の現状だということによろしいですか。

○菅野高齢者福祉課長

三徳会に限らず、しつこく申し上げますが、介護業界全体が人手不足というところもございます。その中で、今言ったような東京都の認証を受けたり、あとは特定技能の外国人人材を区内の法人でもいち早くこちらの三徳会は受入れをしていただいて、今も、一般的に介護福祉士の資格を取るのが外国人の方はすごく難しいと言われているのですが、三徳会に勤めている外国人の方はその資格も取られたというところで、すごく支援されていると捉えています。

引き続き外国人人材だけではなく、安定的な施設運営ができるような人材確保策、法人ができるように、区としても支援していきたいと思っております。

○やなぎさわ委員

では、三徳会の外国人人材の人数ですとか、給料、平均賃金とかという話が分かれば、教えてほしいのですが。いきなり数字を出してしまって申し訳ないのですが、もし分かればいいのですけれども、お伺いします。

○菅野高齢者福祉課長

三徳会の中での、今、区として捉えている外国人の数は、たしか13人だったと捉えております。

賃金につきましては、外国人の方に幾らというのを日本人の方と分けているのかとか、その辺りについては確認は取れておりません。

○やなぎさわ委員

分かりました。基本的に外国人人材は、日本人より賃金が安いと。大体調査でいうと、日本人に比べて7割ぐらいの賃金だと言われていて、それが結局、日本人、今、働いている方との賃金競争になってしまって、賃金の圧力になって、賃金が上がらないという状況を生み出している大きな一因になっていると思いますので、そういったところも区としてもぜひ調査をしていただきたい。要は、今、既に働いている方と外国人人材、特定技能とか、様々な要件で入ってこられる方との賃金の差というのをしっかり確認していただきたいと思います。

あと、派遣社員の比率が高くて、17%というお話でしたけれども、これもやはり派遣を使っているということは、その分無駄に、ある種、外にお金が出ているということで、本来であれば、介護現場の中で消費されるというか、使われるはずのお金が外部に出ていってしまっているという状況が生まれているのも、一つ、やはり低賃金が変わらないというか、賃上げが起きない大きな原因になっていると思います。

区としても、紹介会社に補助を出したりという取組はされていて、それは一定評価するものではあるのですけれども、それでもやはり介護を取り巻く間接的な業者にお金が入るものであって、サービスを

提供している介護事業者に直接支援というか、お金が入るスキームではないということで、ぜひ直接的に介護事業者を助けるような補助金なりを考えていただきたい。これは現場の方もよくおっしゃられています。ありがたいけれども、そこではないのだと。紹介会社などではないのだと。直接来てほしいという要望は強くあります。ぜひその点についてご答弁あれば、お願いします。

○菅野高齢者福祉課長

介護事業者への直接的な補助金の部分についてのご質問ですけれども、こちらについて、今、区は居住支援手当を、職員の方は月額1万円という手当を支給させていただいております。こちらについて、結局、賃金が上がるということは、採用がしやすくなる。採用に関するそういった費用が少し抑えられるというような、間接的なものかもしれないのですけれども、事業者支援には直接つながっているのではないかと捉えております。

これだけではなく、これからも事業者の声に耳を傾け、支援に努めてまいりたいと思います。

○やなぎさわ委員

居住支援手当、本当に素晴らしい制度で、現場から非常に喜ばれて……。

〔「指定管理制度だよ、委員長」と呼ぶ者あり〕

○やなぎさわ委員

おりますので、ただ、6割ぐらいしか実際利用されていないという実態もあるので、ぜひこの辺もさらなる周知をお願いできればと思います。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、各会派の態度を確認いたしますが、態度の確認に関しても一括で行います。議案によって態度が異なる場合は、その旨が分かるようにお願いいたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○石田（秀）副委員長

賛成です。

○若林委員

賛成です。

○ひがし委員

賛成いたします。

○鈴木委員

委員長、すみません。これは第46号、第49号、第47号、第50号、第48号、全て一括でという意味ですか。

○松永委員長

一括ですね。

○鈴木委員

それであれば、第46号、第49号、第47号、第50号については賛成です。

第48号については、株式会社に委託ということで、区が指定管理者として委託する場合は、営利目

的の株式会社はなじまないということで、反対です。

○松永委員長

鈴木委員、では、第48号議案の指定管理者のところでは、品川区立大井認知症高齢者グループホームについてということよろしいでしょうか。

○鈴木委員

はい。そうです。

○松永委員長

かしこまりました。

○筒井委員

賛成です。

○やなぎさわ委員

賛成です。

○松永委員長

それでは、これより(13)第46号議案、指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

続きまして、(14)第47号議案、指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

続きまして、(15)第48号議案、指定管理者の指定について採決を行います。

本案は、挙手により採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○松永委員長

賛成多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

続きまして、(16)第49号議案、指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

最後に、(17)第50号議案、指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時12分休憩

○午後1時16分再開

○松永委員長

引き続き厚生委員会を再開いたします。

なお、休憩中に5名の傍聴申請がございましたので、ご案内いたします。

また、写真撮影および録画の許可申請がございました。本日の会議の冒頭において、写真撮影および録音の取扱いについては、議題に入る前に許可をすると確認しておりますので、その取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

それでは、写真撮影および録画の申請をされた方は撮影してください。

〔写真・録画撮影〕

○松永委員長

ありがとうございます。

ただいまより、厚生委員会を再開いたします。

予定表の議題に入ります前に、先ほどの委員会での発言について、障害者支援課長より発言を求める申出がありましたので、これを許可いたします。

それでは、障害者支援課長、発言をお願いいたします。

○松山障害者支援課長

私から、答弁の訂正が2点ございます。

1点目は、鈴木委員からご質問のありました第22号議案、品川区立心身障害者福祉会館条例の3ページ、利用手続第5条について、区長が定めるところについてでございます。ないと申し上げましたが、区長の定めるところとは、規則それから協定を指します。

2点目は、若林委員からご質問のありました指定管理料の支払いの頻度についてでございます。6か月に1回と申し上げましたが、四半期ごとに1回の支払いでございます。

訂正させていただきます。誠に申し訳ありませんでした。

○松永委員長

よろしいでしょうか。

以上で本件を終了いたします。

(18) 第51号議案 指定管理者の指定について

○松永委員長

次に、高齢者地域支援課所管分といたしまして、(18)第51号議案、指定管理者の指定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○樫村高齢者地域支援課長

それでは、私から、第51号議案、指定管理者の指定についてご説明をさせていただきます。

資料をご参照ください。

1、管理を行わせる施設でございます。(1)名称は、品川区立東品川高齢者多世代交流支援施設でございます。(2)所在地は、記載のとおりです。

2、指定管理者候補者でございます。(1)名称は、社会福祉法人福栄会でございます。(2)の代表者、(3)所在地は、記載のとおりでございます。

3、指定期間でございます。令和7年9月1日から令和12年8月31日までの5年間でございます。

4、指定管理者候補者の選定でございます。品川区指定管理者制度の活用に係る基本方針の規定により、現行の指定管理者を指定管理者候補者として選定いたしました。選定に当たりましては、指定管理者候補者選定予備委員会の審議を経た後、指定管理者候補者選定委員会にてプレゼンテーションおよびヒアリングを実施の上、総合的に審査および評価を実施いたしました。

選定理由につきましては、別紙、品川区立東品川高齢者多世代交流支援施設指定管理者候補者選定結果等報告書の4ページ、1、6に記載しておりますが、多世代のだれもが楽しめるイベント等を実施している点、利用者に対し適切な福祉サービスの情報提供を行うなど、相談窓口としてのサポート体制が整っていること、これまでに築き上げてきた利用者や地域との信頼・関係性を大切にして、効果的なボランティア活用につなげるなど、利用者ニーズを丁寧にくみ取りながら施設運営ができていること、以上のようなことを高く評価し、今後も高齢者多世代交流支援施設という設置目的に沿った施設運営が期待できるところでございます。

5、指定管理者候補者の選定までの経緯につきましては、別紙、品川区立東品川高齢者多世代交流支援施設指定管理者候補者選定結果等報告書のとおりでございます。

なお、選定予備委員会は令和6年11月8日、選定委員会は12月19日に開催をいたしました。

6、最後に、今後のスケジュールでございます。指定管理者の指定議決後、指定管理者指定通知書を送付し、管理運営等に関する協議を行った上で協定を締結いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどお願いいたします。

○松永委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○やなぎさわ委員

1つだけすみません。8ページのところのeスポーツを利用した事業実施というところなのですが、具体的に今どのような提案というか、具体的なものがございましたら、教えていただきたいと思っております。

○樫村高齢者地域支援課長

ソフトですとか、そういった具体的な提案というのはないのですけれども、多世代交流支援施設というところで、高齢者だったり、それ以外の世代の方が一緒に共通して楽しめる取組ということでご提案をいただいているところでございます。

○やなぎさわ委員

eスポーツというのは、多分、昨年とか、いろいろと品川区議会でも話題になった取組ではあると思うので、ぜひそういったもの、具体的にもし提案というか、いろいろ提案をもらいつつ、よいものを築き上げていっていただきたいと思います。要望です。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○松永委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○石田（秀）副委員長

賛成です。

○若林委員

賛成です。

○ひがし委員

賛成いたします。

○鈴木委員

賛成です。

○筒井委員

賛成です。

○やなぎさわ委員

賛成です。

○松永委員長

それでは、これより(18)第51号議案、指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○松永委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

(19) 第56号議案 品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

○松永委員長

続きまして、(19)第56号議案、品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○池田国保医療年金課長

私からは、第56号議案、品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

今回の改正は、特別区区長会において決まりました令和7年度基準保険料率案に基づく保険料率の変更による改正および国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の交付に伴い、品川区国民健康保険条例の改正を行うものでございます。

それでは、1ページをご覧ください。最初に、保険料率の変更でございます。基礎分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の保険料率については、2月17日の特別区区長会で決定して、18日開催の品川区国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問しましたところ、原案を適当と認められたところでございます。

1ページの国民健康保険料率等の変更のところでございますけれども、平成30年度に国保制度改革によりまして、各都道府県が保険者となり、その地域の医療費等を賄い、それに充てるための納付金を区市町村から徴収し、納付金を納めるための保険料率を示すことになりました。特別区では、都内保険料水準の統一、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入金の解消または縮減の将来的な方向性について一体となって対応することといたしまして、特別区独自の保険料の激変緩和としまして、本来の納付金の割合を、平成30年度は94%として毎年1%ずつ割合を引上げ、6年間で100%とすることとしたところでございます。

品川区をはじめ、多くの特別区は、こちらの特別区の統一保険料を採用しているところでございました。しかしながらですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響等によりまして、基礎賦課分の保険料の激変緩和を令和3年度から令和5年度まで据置きをしました。また、激変緩和期間をしましたので、激変緩和期間を2年間延長し、令和8年度で100%とすることにしました。

ところが、令和6年度には激変緩和割合を98%とするところでしたけれども、新型コロナウイルス感染症の医療分に加えまして、財政安定化基金の償還分を、こちらを公費で賄うこととしまして、基礎賦課分を93.5%、後期高齢者支援金分と介護納付金は98%として保険料を算定したところでございます。

こちら、今度の令和7年度の保険料については、激変緩和率を99%としておるところでございます。

令和7年度の納付金については、東京都から、被保険者が245万4,000人、前年比2万2,000人の減、給付費総額が7,796億円、前年比300億円の減で、1人当たりの年間の給付費は31万7,639円、前年比9,285円減として算定してきたところでございます。

給付金総額の見込みが減となりました理由ですけれども、こちらは東京都から説明を受けましたが、令和6年度の給付費総額の推計につきましては、令和5年度に国から示す推計方法により算定したところでしたけれども、直近の伸びがそれほどでもないということで、直近実績を基に令和7年度を推計したということで、令和6年度の推計より低いものになっているということで説明を受けているところでございます。

また、納付金算定に当たりましては、被保険者の負担を抑制するため、令和5年度の決算余剰金から156億円を活用することとして、納付金を算定されているところでございます。

こちら、都からの示されました納付金額に基づきまして、令和7年度の保険料の激変緩和措置の割合を99%としまして、保険料が決定されたところでございます。この統一保険料率を受けまして、保険

料率、賦課割合を変更するものでございます。基礎分と後期高齢者支援金分の保険料賦課限度額については、国民健康保険法施行令の改正によるものでございます。改正するものにつきましては赤字で記載しておりますので、保険料率、基礎賦課額と後期高齢者支援金等賦課額の保険料賦課限度額と、保険料率に伴う低所得者の保険料の軽減額ということになっているところでございます。

恐れ入ります、2ページをご覧ください。(1)の低所得者の保険料の減額についてでございます。こちらは国民健康保険法施行令の改正がございまして、減額の対象となる所得基準の見直しがありましたので、同様の改正を行うものでございます。被保険者の数に乗すべき金額を、5割軽減するものは、29万5,000円から30万5,000円、2割軽減につきましては、54万5,000円から56万円と変更するものでございます。

(2)の未就学児の被保険者均等割額の減額につきましては、均等割額の変更に伴う改正でございます。

一番下のほうに施行日がございますけれども、こちらは令和7年4月1日でございます。

こちらの6ページ以降が参考資料となっておりますけれども、8ページをご覧ください。令和7年度の保険料率の算定についてというところでございます。まず、7年度については、表の上のほうに①がございまして、右側部分にありますように、東京都から示された特別区全体の納付金額を、2,079億円から、2番目の②のところの激変緩和措置策として1%、21億円、さらに、③にありますように、保健事業などを加減したもの1,914億円で保険料の計算をさせていただきまして、結果、9ページのところになりましたけれども、こちらの④のとおり、所得割と均等割の賦課割合を58対42という形で算定をしたところでございます。こちらについてのその結果が、中段以下のところがございます数字という形になっているところでございます。

こちらの保険料につきましては、12ページにモデルケースが入っているところでございます。後で見ただければと思います。

次に、恐れ入ります。10ページをご覧ください。こちらが賦課限度額の改正についてになります。保険料の負担につきましては、負担能力に応じた公平なものである必要がありますけれども、被保険者の納付意欲に与える影響や、制度および事業の円滑な運営を確保する観点から、保険料負担に一定の限度を設けているというところでございます。

医療給付費等が増加する一方で、所得が十分に伸びない状況において、保険料負担の増減を上げずに、保険料率を上げ、保険料収入を確保することはできるのですが、高所得者層は負担が変わらない中で、中間所得層の方の負担が重くなってしまうということがありますので、限度額を増額することで、中低所得者層の保険料負担の伸び率を抑えることができるということで、限度額を改正するところでございます。

なお、限度額の超過の世帯につきましては、全体の1.5%に近づくようにということで、国のほうで調整をしているところでございます。

11ページの高額療養費の自己負担限度額の見直しにつきましてはですが、こちらは今回の条例改正は特にはございませんが、令和7年8月から引上げとなります自己負担額の上限を示したものでございます。

参考で14ページを見ていただくと、こちらに基礎分と後期高齢者支援分の保険料率の推移ということで一覧表になっております。中段には、特別区の1人当たりの保険料額がございまして、下の欄のところには、品川区の1人当たりの保険料を記載しているところでございます。

また、15ページの部分については、介護保険料の部分、40歳から64歳までの保険料の推移を示

しているところをございまして、一番下のところには、参考としまして、品川区1人当たりの40歳から64歳の方の1人当たりの保険料の推移を表にしているところをございます。

最後に、新旧対照表はまた別についてございますので、こちらに基づいて条例の改正をお願いしたいということをございます。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○松永委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○鈴木委員

まず、14ページなのですが、14ページのところの3つ目の太枠のところ、品川区保険料率等ということで、ここに今度の品川区の国保がどうなるのかという、経年的にも含めて書かれているのですが、先ほど説明がありましたように、昨年度と比較して、所得割は11.49%から10.40%に、1.09%の引下げとなります。それから、均等割のほうが6万5,600円だったものが6万4,100円ということで、1,500円の引下げになるという提案です。

これまでずっと国保というのは毎年毎年上がり続けて、本当に高過ぎる国保というのが、知事会でも、区長会でも、市長会でも、本当にこれを何とかしなければということで国のほうに申入れをしているような状況なのですが、ずっとそういうことで上がり続けた国保料が、新年度は所得割も均等割も共に下がるということになりました。下がり幅は、これまでの値上げから考えると、一昨年令和5年度までもいかないうらいの僅かなものなのですが、下がったことはよかったです。今回、なぜ下がったのかという、その理由を伺いたいと思います。

それから、12ページのところに、A3判で、モデルケースの試算というのが、各様々なモデルで試算が出されていますけれども、これを見ると、全てのケースがマイナスになっていると思うのですが、上がる人はいないのか、確認させていただきたいと思います。その2点をお願いします。

○池田国保医療年金課長

2点ご質問いただきましたけれども、まず、保険料がなぜ下がったのかというところをございますが、東京都の納付金の計算の部分で、医療費の推計というところをございまして、医療費の伸びが令和7年度については伸びなかったということで、それで、給付費の総額につきましてもかなり落ちているということがございまして、それで下がったというところをございます。

また、東京都のほうで、今回、剰余金156億円を保険料のほうにつぎ込むということになりましたので、昨年までは剰余金もそんなになかったものが、それだけ入れるということになりまして、納付金下がったということで、保険料の部分下がったという形になっています。

それと、12ページの部分で、保険料の上がる人はいないのかというところをございますけれども、計算上では、私どものほうで、上がる方はいないということで見ているところをございます。

○鈴木委員

医療費の伸びが試算よりも伸びなかったということなのですが、令和5年度から6年度にかけて、これくらい伸びるだろうと思ったのがそれだけ伸びなかったということだと思のですが、令和5年度が伸びなかったのか。そのところが、何%の伸びを想定したのに何%だったのかということをお聞かせいただきたいです。

それから、東京都の国保運協が開かれて、資料がホームページにも公開されていますけれども、2月

6日の東京都の運協の資料では、令和5年度の決算というのが出されていて、ここで剰余金というのが235億円となっているのです。先ほど156億円が今年度の新年度の保険料引下げのほうに活用されるということだと思えるのですが、剰余金が235億円で、活用されるのが156億円ということなので、このところは、この差額というのですか、それはどのように使われるのかについても伺いたと思います。

それから、1人当たりの保険料の算定結果というのが、国保運協のほうだと、令和6年度の確定係数に基づく保険料算定額が19万436円に対して、令和7年度は17万9,856円で、法定外繰入れによる軽減を行っていないと仮定した保険料で、実際の保険料とは異なるということであるのですが、でも、ここで1万580円を引き下げて、マイナス5.6%ということが、平均で東京都の運協のほうでは示されているのですが、品川区の15ページのところを見ると、15ページの下のところ、品川区の1人当たりの保険料の前年度との差というのが、マイナス4,576円ということになっていますよね。だから、平均だと、来年は4,576円下がりますということだと思えるのですが、東京都の運協で示された割合というのが5.6%というのに対して、これが2.23%と低いのですが、この違いというのは何なのかお聞かせいただきたいと思えます。

○池田国保医療年金課長

まず、医療費の見込みについてですが、令和4年度につきましては、見込みとしては医療費はマイナス2.1%、令和5年度につきましては6%増えるというような見込みを立てていたところですが、実は令和4年度はマイナスの見込みを立てていたところ、実際には6.5%の伸びというようなことがございました。令和5年度は現在のように剰余金が出ている形ということで、実際に下がっているというところが分かっているところがございます。

というところで、この部分を診療費の推計について違っているのではないかとこの考え方が出てくるかと思えますけれども、令和5年度までは、直近の実績を基礎にしまして、過去2年間の伸び率による推計ということで医療費を出してはいたけれども、令和6年度は、算定年度の前年度の1年分の実績を基礎として、2年間の伸び率で推計するという形で、推計の仕方が毎年変わっていたところがございます。実際の実情に合わせて推計を出すということで保険料の計算がされていますので、どうしても差が出てしまうことがあるのではないかと推定されるところでございます。

次に、剰余金の235億円の部分ですが、私のほうで今199億円があつて、156億円を保険料に算定させていただくというところでございますが、実際、236億円、剰余金が出たのですが、そのあとに国への返還金とかがございまして、そういった調整を行うことによって、本当の剰余金は199億円ということになりまして、さらに199億円そのまま全部を今回の保険料に充てるということではなく、もしものことがあるといけませんので、財政安定化基金のほうにも積立てを入れるということで、今回は156億円が保険料に充てるという形になっているところでございます。

あとは、保険料の伸びですが、東京都ではマイナス5.5%というところで、実際、特別区はマイナス2.3%というところでございますが、これまでの特別区の保険料につきましては、激変緩和というような形で、本来ですと、今年から激変緩和率はなくて、100%で保険料を計算しなければいけないところを、これまでコロナの医療費の部分を公費のほうでつぎ込む、一般財源からつぎ込むというようなことをしていましたので、そういったことを縮減しまして、激変緩和を今回99%でやるという決定をしておりますので、その部分で保険料の部分が本来の収入に近づいたものにするということになりますので、実際に東京都の計算ではマイナスの5.5%と大きい数字ではありますが、特別区

ではマイナスの2%台という形になっているところでございます。

○鈴木委員

分かりました。

先ほど令和6年、6%上がるということで見込んだものが、令和5年度は実際は何%だったのかというのが分かったら、教えていただきたいと思います。剰余金が出ることになった実際の上がり幅というのがどれくらいだったのかというのが分かたら、教えてください。

それから、8ページのところの②のところなのですけれども、保険料減額のために一般会計からの繰入れという、法定外繰入れですが、毎年1%ずつ減らして、これを来年度はついになくしていくという方向ですけれども、令和7年度は1%の減額措置ということです。1%分で、東京全体で21億円ということになります。区民1人当たりの減額にすると、幾らぐらいの減額になるかについてもお聞かせください。

また、この1%分というのは、品川区の法定外繰入れは幾らになるのかについてもお聞かせください。

○池田国保医療年金課長

今回、21億円、特別区のほうで激変緩和で入れるような形になっておりますけれども、これは全体の被保険者数と、それから、品川区の被保険者数で単純に頭割りをした部分でやりますと、1人当たりおよそ1,600円ほど一般財源から入るような形になっておまして、品川区全体としましては、おおよそですけれども、1億円ほど、こちらのために一般財源のほうをつぎ込む形になります。

○鈴木委員

いよいよ法定外繰入れが1億円になってしまうのだなと思ったのですけれども、これ、もともと法定外繰入れを減らすということの前、もっと大分前になりますが、様々、法定外繰入れで出していた分もありますので、そのときは30億円を超えて法定外繰入れをしていたのが、いよいよ1億円ということになって、それが保険料に転嫁していくために、どんどんどんどん国保料が上がるという一つの原因になっていると思います。

そういう点では、いよいよ来年というか、令和8年度にはこの法定外繰入れをなくすということにしていくという方針ですけれども、私はそうなる、本当にどんどん高くなってきたというのが問題だと区も言いながら、自らもそれを上げているということになるので、私は法定外繰入れをどんどんなくすというのではなくて、ぜひ区長会とか課長会でも、この法定外繰入れをさらに増やして、保険料引下げに区としても努力するというふうにぜひしていただきたいと思いますが、その点も伺いたいと思います。

それから、2ページの軽減のところなのですけれども、所得基準額が今年も引き上げられて、5割減額と2割軽減の方の対象が広がると思うのですが、この軽減の額が増えることによって対象となる人がどれくらい増えるのかについても伺いたいと思います。

○池田国保医療年金課長

まず、2つご質問いただいたと思いますけれども、1つ目の保険料の軽減、法定外の部分を入れるということにつきまして、保険料の賦課につきましては、国のほうで定められているものを超えてはいけないことになってございますので、そこを超えることはまずできないということで、その範囲内で特別区統一の保険料をつくっておりますので、そこはできないということをご理解いただければと思います。

また、軽減の金額ですけれども、29万5,000円から30万5,000円とかということで上がっているところでございますが、5割軽減の方につきましては、今回の改正で155世帯ほど増加ということになりまして、2割の軽減をされる方につきましては、68世帯ほど増えるという形で計算上なっ

ています。

○鈴木委員

法定外繰入れは国のほうでできないことになっているということですが、今回もというか、コロナの関係で延期したり、そのようなことはやっていますし、これは制度としてはできないというわけではないので、本当に高過ぎるといことは、どこでもみんなの共通の認識になっていますので、そういう点でもぜひこれは話題にさせていただいて、保険料引下げの方向で主張もしていただきたいということで、これは要望させていただきたいと思います。

あと、子どもの国保料なのですけれども、これ、区長会としても、今年も国に対して、軽減対象の年齢制限撤廃と、それから、軽減割合の拡大を早期に検討して、軽減措置の強化を図ることという要望書を出しています。昨年はもっと提言まで国に対して区長会で出していますけれども、そういうところでは、本当に子どもの国保料というのを徴収しているのは国保だけ。収入のない子どもから保険料を徴収するというのは、これは本当に制度の是正が必要だと思うのです。

そういうところでは認識も一致できているのではないかと思うのですけれども、それであれば、まずは23区で子どもの国保料の無料化を区長会としてできないのかと思っていますが、そういう議論にはならないのか。区長会や課長会でもぜひ提案をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。それが1点です。

あと、もう一つなのですけれども、参考資料で11ページのところに、高額療養費の自己負担限度額の見直しについてということで、参考資料でつけられています。これも区としてどのように捉えられているかと思うのですけれども、がん患者の方々とか、こういう高額療養費の自己負担限度額の引上げということが、本当に死ぬと言われていたような切実な声が上がっていますし、がんになって、治療そのものが精神的にも肉体的にもつらいのに、さらにお金のことを心配して、治療を受けられないという人が出てくるのではないかと。それで、ニュースなどでもいろいろ取り上げられて、子どもの教育費もかかり、自分の命とてんびんにかげざるを得ないというところも取り上げられていたりしています。

島根県知事は、命が失われる制度を提案したことそのものが国家的殺人未遂ということで定例会見で言われたということも報道されていますけれども、これが8月からの実施ということになるわけですが、それでさらにこれから先も値上げの計画ですけれども、この影響についてどう考えられているかについても伺いたいと思います。

○池田国保医療年金課長

まず、子どもの方の保険料につきましては、これ、保険料の部分については、医療費の水準とか所得水準とか、全部考えれば、本当は全国どこへ行っても同じ水準での保険料を支払うというのが理想かと思われま。そこで国のほうでもいろいろな法律の整備をされているところでございますので、こういったことで、国のほうに私どもも区長会を通じて要望はさせていただきますけれども、特別区独自ということでは特に要望する考えは今のところはございません。

もう一つ、高額療養費の新たな制度についてでございますけれども、高額療養費の制度の部分で今一番問題になっているところというのは、毎月の自己負担額が上がるだけの部分ではなく、自己負担額を超えた高額療養費に該当する部分が、これまで1年間に多回、該当する方については、高額療養費の限度額が下がってくるのですけれども、最初の高額療養費にならないというところで、常に今まで多回数、1年間に4回以上高額療養費に該当する方は、4回目から限度額が下がるという制度がありますけれども、その部分が高額療養費の制度そのもので自己負担額が上がるということは、高額療養費に該当しな

くなりますので、多回数の該当がなくなってくるということで、自己負担が増えるというところが今大きな問題になって、それでいろいろと国のほうでまた考え直すようなことをやっているのかもしれませんが、私どものほうでは、国の制度でございます。あくまでもセーフティネットということでの国の制度でございますので、こちらの制度について見守っていくような形をさせていただき次第でございます。

○鈴木委員

全国どこに行っても同じ保険料ということになるべきだということですが、学校給食費も、品川区が先んじてやって、今、全国的に学校給食費をどうするかというのが話題になるという状況にまで行っています。

ということで、もともと国保料を子どもから取るということそのものが制度として矛盾なので、これをぜひ23区からなくして、全国にするときには、子どもの国保料がなかったという保険料にするためにも、ぜひ声を上げていただきたいということで、この要望もしておきます。

あと、高額療養費ですけれども、自己負担限度額の引上げというのは、多回数の4回までということにするということでは、これが解消されないというのが現場の当事者からもすごく声を上げられていると思います。

それから、このことによって受診が控えられて、そして、さらに厚労省としては、そのことで医療費を抑制することができるのだという試算もされているということで、本当にとんでもないことだと思います。

これは命に関わることなので、このことについても、国のあれを見守るというだけではなく、一番当事者に関わる自治体としても声を上げていただきたいということで、要望をさせていただきます。

○松永委員長

ほかにご質疑等ございましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○石田（秀）副委員長

賛成します。

○若林委員

賛成です。

○ひがし委員

賛成です。

○鈴木委員

賛成です。これまでは、高過ぎる国保料がこれだけ問題になっていること、毎年値上げに次ぐ値上げでしたので、共産党としては反対の意見を述べてきましたが、今回は僅かですが、均等割、所得割共に引下げとなりましたので、賛成という回答にしたいと思います。

しかし、その引下げ幅は一昨年の保険料にも届かないものであり、重い負担というのは変わりません。法定外繰入れは1%まで減らして、保険料に転嫁しています。法定外繰入れはどんどん減らしてきまし

たけれども、減らし始める前は、今回の30倍、30億円を超えて投入していました。国に公費の増額を求めるのは当然のことですが、同時に区としても、法定外繰入れを元に戻して、保険料の引下げ、それから子どもの国保料の無料化を要望をしたいと思います。それから、高額療養費の自己負担引上げは、今からでも中止の決断をすべきだと述べておきたいと思います。

○筒井委員

賛成です。

○やなぎさわ委員

賛成でして、今回、全ての年収といたしますか、において引下げがされたというのは非常に喜ばしいことではあります。国保というのは、昔と違って、今加入している方は、ほかの保険に比べて低所得者の方の割合が多くて、それなのに、そういった方たちが自己負担が非常に重いということになっておりますので、ぜひ法定外繰入れを元に戻すような措置も検討していただきたいと思います。賛成です。

○松永委員長

それでは、これより(19)第56号議案、品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

(6) 第27号議案 品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例

○松永委員長

続きまして、(6)第27号議案、品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○赤木生活衛生課長

私からは、第27号議案、品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

資料をご覧ください。

1、趣旨でございます。区内の公衆浴場における浴槽水の衛生管理に関しましては、公衆浴場における水質基準等に関する指針を踏まえまして定め、品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例に基づき、指導を行っているところでございます。

このたび、当該指針の内容が一部改正されることを踏まえまして、条例に規定する区内の公衆浴場における浴槽水の水質基準の一部について変更するものでございます。

2つ目、改正する条例につきましては、品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例でございます。

3、改正内容でございます。今般、従来の大腸菌群と比較してより正確な指標である大腸菌数を測定

することが技術上可能になったことから、当該指針において公衆浴場における浴槽水の水質基準の検査方法として引用している、下水の水質の検定方法等に関する省令の一部が令和7年4月1日施行で改正されたことに伴いまして、当該指針における公衆浴場における浴槽水の水質基準のうち、大腸菌群に係る項目が大腸菌に係る項目として同日付で改正されることとなりました。

当該指針の改正趣旨が地方自治法に基づく技術的助言として示されたことから、品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例第4条1項第6号に規定する大腸菌群数を、大腸菌数に改めるものでございます。

4、施行日でございますが、当該省令、指針と同様、令和7年4月1日でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○松永委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○筒井委員

今回の改正によって、現在、品川区の公衆浴場に対する検査とかもこれが反映されて厳しくなるとか、今のこの改正によって何か影響があるとか、そういったことは考えておりますでしょうか。

○赤木生活衛生課長

検査のところでございますけれども、大腸菌群が大腸菌に変わることにつきまして、もともと大腸菌群というのが広い範囲で検知をするようなところの分類ではあったのですが、人から排出されるふん便由来の大腸菌を、本来であれば検査をしたかったところではあるのですが、過去の技術上の問題で、なかなかそこを単独で検出するというのが難しかったところ、今般の技術の向上により、そういった部分で検出できるようになったというところになりますので、委員ご指摘の、厳しくなったというよりも、より正確に検査ができるようになったとご理解いただければと思います。

○筒井委員

従来、そういう検査を行っていたかと思うのですが、この新しい基準による検査というのは、今後、いつ行われますでしょうか。

○赤木生活衛生課長

条例の施行が令和7年4月1日よりとなっておりますので、来年度の検査からこの指標を用いて検査するような形になります。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

○鈴木委員

その検査なのですけれども、保健所がやっている検査になるのか。どこが年何回ぐらい、どういう形でやっているのかについて、検査の現状を教えてください。

○赤木生活衛生課長

検査自体は、生活衛生課の検査担当で実際に検査をさせていただいておりまして、公衆浴場の水質検査というのを、年2回、一斉検査という形でやらせていただいている中で、そういった部分で採水をしたものを検査をしているというところでございます。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。
採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。
それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○石田（秀）副委員長

賛成です。

○若林委員

賛成です。

○ひがし委員

賛成いたします。

○鈴木委員

賛成です。

○筒井委員

賛成です。

○やなぎさわ委員

賛成です。

○松永委員長

それでは、これより(6)第27号議案、品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

2 請願・陳情審査

(1) 令和7年請願第6号 国に対して訪問介護の基本報酬引き上げを求める意見書の提出を求める請願

○松永委員長

次に、予定表2の請願・陳情審査を行います。

初めに、(1)令和7年請願第6号、国に対して訪問介護の基本報酬引き上げを求める意見書の提出を求める請願を議題に供します。

まず、本請願は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○松永委員長

朗読は終わりました。

理事者の説明の前に、令和7年請願第6号に関し、請願者より意見陳述の申出がござっております。

この申出につきましては、質疑終了後、意見表明の前にお諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○鈴木委員

せっかく意見陳述をしていただけるということですので、審査に私はぜひ参考にしたいと思いますので、審査の前に意見陳述をしていただきたいと思います。

○松永委員長

ほかにご意見ありますでしょうか。

○やなぎさわ委員

私も鈴木委員同様に、審査の前にと 생각합니다。

○松永委員長

ほかに。

○石田（秀）副委員長

だから、委員長がおっしゃったとおり、後で結構です。

○松永委員長

ただいまいただきましたご意見では、意見陳述の取扱いについて冒頭に諮る、そして、質疑終了後に諮ると見解が分かれております。

まず、初めに、意見陳述の取扱いをいつ諮るかについて確認をさせていただきます。

意見陳述の取扱いについて、冒頭に諮ることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○松永委員長

賛成者少数でございますので、本意見陳述の申出の取扱いについては、質疑終了後に諮らせていただきます。

それでは、本件に関しまして、理事者よりご説明願います。

○菅野高齢者福祉課長

それでは、私から、国に対して訪問介護の基本報酬引き上げを求める意見書の提出を求める請願についてご説明いたします。

本請願のとおり、民間調査会社の集計で、令和6年に市場を撤退した介護事業者が前年比24.1%増の784件と、過去最多を更新したとの報道があったことは認識しております。国が独自に調査した結果報告でも、令和6年度介護報酬改定前の3月と改定後の6月の廃止件数は、前年同月よりそれぞれやや増加しております。

国は、事業所廃止の主な理由は人員不足や高齢化によるものとしており、人材確保をさらに強化するため、来年度予算で計上した新規事業を前倒しした補正予算において、研修体制づくりや経験年数が短いヘルパーへの同行支援にかかります経費、訪問介護事業者の経営改善に向けた取組などを補助対象としております。

区内訪問介護事業所は、令和6年度において廃止2件、新規開設3件となっており、特に中小規模の事業所からは、基本報酬引下げが実態に沿っていないとの声は寄せられておりますが、ケアマネジャーからは、現時点では要介護高齢者が介護サービスを受けられないといった事態には至っていないと聞いております。

一般的に訪問介護事業所は小規模な事業所が多いので、報酬減の影響が大きいと捉えておりますが、

国が介護報酬改定の効果検証の調査を実施しているところであり、今後、国の審議会等で結果が公表されていく予定であることから、引き続き国の動向を注視するとともに、課長会などの機会を捉えて他区とも情報共有しながら、上部組織へ意見を上げることを検討してまいります。

区内においても、介護職員の不足は顕在化しており、今後もサービス受給量の増加が見込まれる中、介護職員の確保や定着は重要な課題となっております。

区では、居住支援手当を支給するなど、人材確保支援策に取り組んでいるところですが、今後も介護人材の確保、定着、育成事業について検討してまいります。

○松永委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等がございましたらご発言願います。

○ひがし委員

先ほどの説明の中で1点だけ確認したかったですけれども、課長会などの機会を狙って要望していくというお話があったと思うのですが、これ、前日も同様のお話があったと思います。現在、課長会だったり何かの審議会で、介護報酬引上げについて区から何か発言をしたとか、要望したということがあったら、ぜひ教えてください。

○菅野高齢者福祉課長

具体的には、課長会がさらに上の全国市長会を通じて国に要望するという全体の流れとなっております。令和6年11月に、全国市長会でも、国にそういった要望をさせていただいた経過がございます。

また、それと並行しまして、特別区長会の中でも、各区からそういった要望が、今後、令和7年度や令和8年度の要望ということでないかというような意見を募っておりまして、品川区としても、こういった介護報酬の引下げによって、事業者が経営が困っているというようなところも踏まえて、応援意見という形のような部分で意見は申し上げている次第であります。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

○鈴木委員

今の課長のお話で、国のほうが審議会これから検討するということなのですからけれども、調査の実態というのが、私も厚労省に、前のときも確認して、今回も確認したのですが、大体、訪問介護の事業所というのが全国で3万4,500事業所ぐらいあるのですよね。今回の調査というのが、そのうち1割にも満たない3,300事業所なのです。アトランダムに選んで、そこを調査するということなのですからけれども、前に聞いたときも、3,300事業所のうちの4割ぐらいまでは何とか回答を得たいと言っていたのです。それで、なかなか回答が寄せられなくて、3回延期しましたよね。9月から10月、11月、12月13日までということで延期して、どれぐらいの回答率だったのですかと聞いたのですけれども、それは公表していないので言えませんということだったのですが、4割は取りたいと言っていましたよね、大体そんなところは取れたのですか、そこまでは行っていたのか、それぐらい行かなかったのかと言ったら、そんなところですねみたいなことだったので、実際、4割ぐらいしか行けていないのです。ということは、10%の4割なので、4%しか調査していないということになると思うのです。

それなので、品川区で大体区内の事業所というのは、この間、ホームページを見たら53事業所なのですからけれども、その4%というと、2事業所ぐらいなのです。それで実態が分かるのだろうかと思う

のですけれども、私は本当にそもそも4%の事業所しか調査しないということで、それで国で検討国で検討、その実態が見えてくるのかなと思うのですけれども、その点、どう思われるか伺いたいと思います。

しかも3,300事業所に送ったのに、3回延期しましたけれども、回答してくださいということをして自治体のほうから声をかけてくださいというふうに厚労省は流していただいているのではないですか。それも、区のほうで、どこの事業者ということ、3,300事業所のうちどこどこどこか品川区で、厚労省から送られているのかという、調査対象になっているのかという事業所が知られているのかといったら、それは知らされていないで、一般的に、どうぞ回答してくださいというのを区のほうからファクスで送るみたいな、そんなやり方を厚労省がしているということなのです。そのやり方そのものが本当にずさんで、厚労省は3,300の事業所を把握しているわけですから、それをしかも委託してやっているわけですから、その委託の事業所に電話をかけて、何とか回答してくれないかと言えば済むことなのに、それを自治体に一斉にファクスかメールかで送らせるみたいな、そんなやり方なのです、厚労省の調査のやり方というのが。それで私は実態などつかめないのではないかと思います。

それなので、そこをどう考えられるかということが1つと、それから、私は現場の方から、何人もの方からお話を伺いましたけれども、本当に現場は大変なのです。聞くたびに胸が痛くなるような、本当に大変な実態なのです。そこを、長時間労働で、でも、本当に利用者が待っているとせば頑張らざるを得ないという感じで必死に頑張っているというのが現場の実態なので、私は現場の声を区としても直接聞いていただきたいと思うのです。

それは代表質問でも質問したところなのですけれども、多分、現場の声を聞かせていただきたいのでぜひ集まってくださいと言えば、現場の声を聞いてもらいたいという思いで集まってくれるのではないかと思います。そういうところで、実際に本当に深刻な、私はこのままいくと手後れになるのではないかと、本当にそれぐらいの現場の実態があると思うのです。それなので、そこをまずは区としてもつかんでいただきたいと思うのですけれども、その点についても伺います。

○菅野高齢者福祉課長

幾つかご質問いただきました。

まず、初めの、今、国のほうが調査をしている介護報酬の効果検証の調査についてのことで、こちら、予定としましては、委員おっしゃったとおり、12月13日まで期限を延ばして、何回か区市町村のほうに周知をしてほしいというような投げかけもあった調査です。

予定としては、2月から3月にかけての委員会や分科会ということで、国の審議会等でこの結果が報告されてくる予定ですので、そちらのほうを注視していきたいというところ、あとは、実際の区内の事業者の実態がどうなのかということにつきましては、こういった国の調査自体は全国レベルのもので、そういった俯瞰的に調査をしたところの結果を見るとということと、あとは、区内には20か所の在宅介護支援センターもありまして、管理者会等も行っておりますので、そこでケアマネ等にも実態を聞くとか、あとは、各在宅介護支援センターごとに地区ケア会議というものも開催しております、そこには介護サービス事業所などの方も参加されていますので、そういった現場の声を聞く機会というのはございます。その中で実態等も聞きながら、実態については把握していきたいと思っております。

○鈴木委員

何度もケアマネから聞いたところ介護サービスが受けられないという実態はないと聞いていますということなので、現場の大変な実態が伝わらないのです。私はそれはそういうことの答弁を繰り返されて

いるので、本当に現場の深刻な実態と、その声を直接聞いたら、そういう答弁はなかなかできないのではないかという思いがして、私が伺ったある事業所でも、需要はすごくたくさんあって、でも、人材不足もあるし、本当に限界を超えていると言っていました。長時間労働で、限界を超えてやっているの、3分の1以上断らざるを得ないという状況だと言っていましたので、多分、ケアマネも、何とか探して探してどこかが見つかる、何とか見つけなければというので見つかると思うのですけれども、多分、1か所ではなかなか見つからないという実態もあるのではないかと思います。

今度3月に閉鎖するということもお話を伺いましたが、需要はすごくたくさんあるけれども、事業所としてやっていけないので、本当に訪問介護とはこうあるべきだという理想を掲げて10年以上やってきたと思うのですけれども、いよいよ閉めざるを得ないという状況だと伺いましたので、そういう現場の実態というのは、直接声を聞いていただければ、このままにするわけにはいかないというのが、手後れにならないうちに手を打たないということになっていただけないのではないかと思いますので、ぜひ直接ヘルパーたちの声を聞いていただきたいということで、改めて要望させていただきたいと思います。

それから、今回、介護報酬を引き下げたということが大本の問題で、介護報酬を引き下げたということそのものが、ヘルパーたちが限界を超えて頑張っているのに、それを認められなかったという、精神的に誇りが傷つけられるという思いにさせているのが、今回の介護報酬という精神的ダメージにもなっている。モチベーションが下がるというか、そういうことと、社会的に訪問介護というものの、社会的なそういう価値を下げるという、本来であれば、社会的な価値をもっと何倍も上げていかなければいけないというときなのに、それを下げる役割を果たしたのが、私は今回の介護報酬の引下げだと思うのです。そこら辺のところをどう捉えられているかということも伺いたいと思います。

それから、私の代表質問のときに、品川の直近の5年間で倒産、休廃止した事業所が12か所ということでご答弁いただいたのですけれども、私はこの5年間で12か所というの、かなりの数だと思うのです。しかも私、多分、地域に根差した小規模の事業所が倒産、休廃業に追い込まれているのではないかと思います。その12か所というところに対して、区としてどう捉えられているかも伺いたいと思います。

それから、今回、この介護報酬を引き下げたときに、加算を上げているのでということ国は言っていますけれども、待遇改善、処遇改善の加算と、それから、特定事業所加算というのと両方あると思うのですが、その加算がどれくらいの事業所で取られているのかというのが分かたら教えていただきたいと思います。

○菅野高齢者福祉課長

ご質問いただきましたので、順番にお答えさせていただきます。

まず、報酬の引下げなどがモチベーションが下がっているというお話等につきまして、区としては、訪問介護は在宅介護サービスの要であって、今後も必要な方のニーズに的確に対応し、質の高い介護サービスを提供していけるよう支援していく必要があると捉えております。決して現場の大変な声というのを全く感じ取っていないわけではないということをご理解いただければと思います。

あと、ヘルパーの声を聞いてほしいというところの部分につきましては、先ほども申し上げましたとおり、在宅介護支援センターの管理者会や地区ケア会議などで現場の声を聞く機会もございますので、そういったところでお話を聞いて、実態を把握していきたいというところです。

あと、廃止の件数が12か所というところなのですけれども、こちらについては、廃止の主な理由が、

やはり人員不足や、あとは従業員のホームヘルパーの高齢化などが挙げられていると認識しております。訪問介護事業所の人材確保は喫緊の課題であると捉えておりますので、居住支援手当など、人材確保支援策に区としても取り組んでいるところです。

加算につきましては、今、細かい内訳はないのですけれども、加算を取っている事業所のほうが多くて、全く取っていないという事業所はほとんど数件とは捉えております。何かしらの加算は取っている状況です。

○鈴木委員

休廃止の原因が人員不足と高齢化ということなのですが、必ずそれがどこにでも出てくるのですが、では、なぜ人員不足になっているのかということを考えてみると、人員不足に拍車をかけたのが、この介護報酬引下げなのです。本当に賃金がほかの平均よりも少ないというのが大問題になっていますけれども、それが今、ほかのところは賃上げされている中で、格差がさらに広がっているという状況がありますよね。そういうところを、訪問介護の報酬を引き下げたということが、介護職に対する魅力を引き下げるといえるか、そういう役割を果たしたのです。そういうところなので、本当に訪問介護の報酬は大幅に引き上げなければいけないというのが、ほとんど多くの皆さんの思いだったのに、国が逆に引き下げたわけです。これがさらに人員不足と休廃業に追い込むということになったのだと思います。

そういうところでは、私は前回もこれは、今回で3回目になりますけれども、委員同士でもぜひ議論もし合いたいと思いますので、私とやなぎさわ委員が紹介議員にもなっていますので、ぜひご質問をいただけたらと思いますし、一緒に議論ができればいいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

○やなぎさわ委員

理事者の方にお伺いしますが、いろいろ聞いている限りだと、廃止だったり倒産とか休止の原因が人材不足、高齢化ということなのですが、その原因として、賃金が低いから人が集まらない、そのせいで倒産、廃業なりが増えるというお考えとか……、という風には思っていないのでしょうか。

○菅野高齢者福祉課長

もちろん経営的に赤字になったりという部分で、その影響しているところが廃止の要因になっているとも捉えております。大体廃止の理由を調査したところ、経営の悪化、あとは人員不足やヘルパーの高齢化などというのが主な理由として挙がってきておりますので、その辺りのところは、リンクしているところとリンクしていないところ、いろいろあるとは思いますが、経営の悪化イコール人員不足に直結しているわけではないのかと。いろいろな理由があるのかと捉えております。

○やなぎさわ委員

100%そうでないかもしれませんが、やはり他業種に比べて平均賃金が100万円低い介護業界があって、低賃金、重労働という問題がやはり人が集まらないということに、これがもし平均賃金を上回っているような業界で人が集まらないのであれば、またいろいろ考えられると思うのですが、そもそもこれだけ低賃金、重労働の環境であれば、そこに原因があるのではないのかというのは、非常に少し考えると、結びつきやすいのではないかと考えておりますので、100%ではないけれども、かなり大きい割合を占めているのだということはぜひ考慮いただければと思います。

先ほどお話の中に、国が調査をして、2月から3月ぐらいに調査結果が公表されるということで、そ

ういったものを調査結果を待っている状況だとお伺いしましたが、その調査というのは、去年9月に発出された、地域の実情や事業所規模等を踏まえた持続的なサービス提供の在り方に関する調査研究事業という項目のアンケート調査でよろしいですか。

○菅野高齢者福祉課長

今ご質問のとおり、国のほうで12月13日まで回答期限を延ばした、委員ご指摘の、地域の実情や事業所規模等を踏まえた持続的なサービス提供の在り方に関する調査研究事業、こちらの予定を見ますと、2月から3月の国の審議会等に公表される予定と出ておりますので、そう捉えております。

○やなぎさわ委員

この前、似たような請願が11月に出たときに話題になったものだと思うのですが、私もその後の賛成討論で指摘しましたが、9月13日に発出されて、提出期限が9月30日という、もともと17日間しか期日がないというものでして、結局、延長延長延長で3回延長されて12月13日になりましたけれども、もともと特にこの中でも、こういった調査をするので、国がやっているのだから待つべきだというお話がこの委員会の中でもありましたけれども、結果的に、もう2月下旬、3月になろうかという段階でも、何も国は示しておりません。緊急的な訪問介護の報酬引上げという話も一切出ていない状況です。

そもそもこの調査は、介護報酬が改定されたときに、そのときの3年後に向けての調査をするというような、緊急的なものではなくて、もともと3年後を見据えたアンケートというのが、毎回改定時にやられているものであって、結局それも、それが変わらなかったと。今回、訪問介護引き下げたからといって、緊急に何か対応しますよというように見せかけるような文言もありましたけれども、結局、3年に1回やっている調査で何も変わらなかったというのが、今現時点ではっきりとそれは示されていると思います。

さらに言うと、今回の調査では、今回訪問介護が引き下げられた原因になった、施設型で効率よく、集合住宅で効率よく運営している訪問介護事業所と、点在する、ご自宅に個別で訪ねるという事業所を分けて調査していないのですよ、これ。というのは、2月中旬に、新たな調査を行うということで、厚労省が介護事業者の経営状況を5月に調査すると。このときの調査に初めて、集合住宅と個別宅の事業所を分けて経営状況を把握するというを行うという発表があったのです。これ、2月13日に厚労省が審議会で発表して、大筋で了承を得たとなっているので、つまり、2月なり3月、これから直近で出てくる調査結果というのは、その部分、一番問題になっていた訪問介護の実態について、はっきりとした結果が出ないものになっているのです。なので、これをまた5月に調査をやって、その後アンケート集計して結果を待ってなどといったら、来年になってしまうのですかという話もあり得ます。

まず、こういった調査が、今私が申し上げたようなことで間違いないのかということを確認したいのですけれども、いかがでしょうか。

○菅野高齢者福祉課長

委員のおっしゃるとおりで、おおむね合っているとは思いますが。一応、区としては、介護報酬の改定というのは、あくまでも国の責任において実施するものであると考えているところでございますので、国のそういった調査結果等もじっくり見ながら、現場の声も聞いて、引き続き区内事業所の実態を注視していきたいという考えです。

○やなぎさわ委員

確かに国の制度なんて、極論、正直、区としても様々やっただいているのは本当に承知はしてい

るのですけれども、やはり区としてももっと力強く、国に対して介護報酬の引上げをぜひ求めていただきたいというところではあります。

それで、先ほどケアマネと会合したり、地区ケア会議で聞き取りをしたりというお話もありましたけれども、私、現役介護職員時代に地区ケア会議に結構出ていましたけれども、そういった場合は私は見かけたことがないのです、地区ケア会議で。様々な講習とか、いろいろな勉強会とかはやっていましたけれども、区の職員の方が来ているというのは承知していますが、ただ、そういった方たちが来て、事業所の方に話を個別でいろいろ聞いたりしているという感じは正直見たことがなくて、あとはケアマネの会合とかで、サービス提供ができているというお話もいろいろ聞いていच्छゃるとは思うのですけれども、やはりケアマネからしてみると、サービス提供できないというのは恥なのです。だから、何とかしてサービスをできるように、自分の担当している利用者がサービスを受けられるようにことで、必死に頑張っている結果だと思います。しかも、サービス提供ができていたとしても、例えば、要介護者の方の要望にかなわないような時間だったり、様々な制約がついて、何とかサービスが提供できているという状況も十分に考えられますので、どうしてもケアマネも、先ほど申し上げたとき、きちんとやっているというか、サービス提供できていないというところでマイナスのイメージを持たれないために頑張っているし、そのように区に報告を上げているのだと思うので、その辺はぜひさらに深掘りして、現状を聞いていただきたいと思います。

あと、この5年間で12件が品川区の訪問介護、廃業されていて、直近だと、廃止が2件で新規が3件ということで、増えているということではあるのですけれども、やはり実際現場の方に聞いてみても、こういった介護施設というのは、一つ、地域のインフラであり、地域資源だと。こういったものがなくなってしまうということの重みをもう少し考えてほしいというご意見がありました。増えているといっても、やはり減っているものがあって、その中に当然、利用者の方、その家族、職員の方というのが宙ぶらりんになってしまって、サービス提供、それこそ長年来ていたヘルパーが来なくなってしまうというような状況もあったり、様々な不都合が出ますし、ケアマネジャーも新しいサービスを探すのに奔走することになると思います。

新しくできたからといって、それが隣にできるわけではないし、全然遠いところに新しくできて、結局、サービスが使えないなどということもあり得ると思うので、やはり単純な数字だけではなくて、いかにして長年地域に密着してサービスを提供し続けていた訪問介護事業所が継続して運営できるかということに対して、もっと区としても、1年で1つでも廃業、休止になるということが非常に大きなことなのだとぜひ捉えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○菅野高齢者福祉課長

ご質問に対してのお答えですけれども、やはり特に高齢者の方、顔なじみの関係ということがすごく大事だと思います。そういった意味では、訪問介護は本当に1対1のサービスですので、そういった高齢者の方が安心してサービスを受けられるように努めていかなくはないかとは思っているところです。

事業者が小規模なところが今厳しい状況なのだというお話とかも聞かせていただきましたが、まずは事業者自体の経営努力というところが第一にあると思います。ただ、あまり資本主義的な感じになってしまって、経営努力ばかりに重点を置きますと、そういった顔なじみの関係というのが崩れていくというのも実態としてはあると思います。

そういったところで、区としては、今後も地域の実情を十分に把握しつつ、支援が必要なときには適

宜対応していきたいと思っております。

○松永委員長

ほかにご質疑等ございましたらご発言願います。

○鈴木委員

今、国会の状況なのですけれども、立憲民主が介護報酬の引下げの問題で国会に法案を提出していますよね。それで、国民民主も維新も一緒にということで、2024年度改定の基本報酬引下げが現場にもたらしている影響を踏まえて、2027年度を待たずに期中改定を行うことということと、期中改定までの間、サービスが安定的に供給できるように、公費による補助金を支給することということで、それは基本報酬引下げの2.4%に相当する金額に加え、全体の改定率1.59%を上乗せた金額が想定されていますということで、予算規模は約357億円ですということで書いてあるのですけれども、これを通していくということが、今、衆議院のほうでは可能なのではないかとこのニュースで書いていまして、それが、ただ、参議院のほうではねじれているので、なかなかそここのところを成立させるというところでは、参議院選挙が通常国会の直後にあるので、そのことも考えれば、成立を後押しする声をどれだけ上げられるかがポイントだと書かれているのです。

それなので、ぜひ立憲のひがし委員にも賛成していただけたら、これが本当に後押しになって、意見書を上げていけるということにもつながっていくのではないかと思いますので、そのように一緒に力を合わせられたらうれしいと思っておりますので、どうでしょうか。

○ひがし委員

ありがとうございます。立憲民主党は、1月29日、今おっしゃっていただいた訪問介護緊急支援法案というのを衆議院に対し再提出させていただいている状況です。私としましては、医療現場で働いていましたし、訪問介護の基本報酬引下げというのには本当に怒っている。きちんと現場を見て声を上げていくということが大切だと思っております。

ただ、これはあくまで個人的な意見でございますので、会派としては、立憲民主党、私と松永委員長、あと、ほかの議員の方々もいらっしゃいますので、その中での合意というところもありますので、その結論につきましては、後ほど言わせていただければと思います。

区として、今現状、先ほどお話でありました全国市長会だったり、あとは、特別区の中の課長会でも要望を伝えてくれているというところは確認をさせていただきました。また、訪問介護事業者だけではなくて、介護事業者全体で居住支援の件についても事業を進めているということで確認をさせていただいておりますので、まずは区としてできるところというのを、区議会議員としてしっかりと進めていければと思っております。

○松永委員長

ほかにご質疑等ございましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより意見陳述の取扱いをお諮りいたします。

令和7年請願第6号、国に対して訪問介護の基本報酬引き上げを求める意見書の提出を求める請願について、本日、この場で意見陳述の申出を受けるか否かについてお諮りいたします。

ご意見をお願いいたします。いかがでしょうか。

○鈴木委員

本当に皆さんに聞いていただきたいと思って準備をしてきてくれていると思いますので、その声は議会としても受け止めるということが当たり前だと思いますので、ぜひ意見陳述を受けていきたいと思います。

○松永委員長

ほかに。

○やなぎさわ委員

鈴木委員同様に、せっかく区民の方が、お仕事もあるやもしれませんが、わざわざ時間を割いてここに来て、発言をしたいとおっしゃっていただいております。区民の声を聞くのが議会だと思います。1時間2時間しゃべるわけではございません。ぜひ我々議員が耳を傾ける、当たり前のことだと思います。反対する方はいないと思いますけれども、ぜひ聞ければと思います。

○松永委員長

ほかにご意見がございましたらご発言願います。

○石田（秀）副委員長

各委員の方々が、これ、前回も出てきている中で、やなぎさわ委員が署名をされた。今回もこれだけ署名をされて、皆さん勉強されてきたのでしょうか。前は私も様々勉強を本当にしてきて署名しているのかなどということをやりましたけれども、後で私の考えは言いますが、ここでこれだけ議論ができたので、私はその中で行っていくということですから、意見陳述は受ける必要はないと思っておりますので、ぜひそれをお願いします。

○松永委員長

ほかにかがでしょうか。

ほかにないようですので、意見が分かれていますので、挙手により採決いたします。

令和7年請願第6号、国に対して訪問介護の基本報酬引き上げを求める意見書の提出を求める請願についての意見陳述の申出を受けることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○松永委員長

賛成者少数でございます。

よって、本請願についての意見陳述の申出は受けないことに決定いたしました。

それでは、令和7年請願第6号の取扱いについてご意見を伺いたしたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○石田（秀）副委員長

結論を出すでお願いをいたします。不採択でお願いをいたします。

これは様々、意見は前回の委員会でも言いましたので、多くを言うつもりはありませんが、先ほど来いろいろな話が出ておりますけれども、介護、先ほど特養の話もあって、赤字だなどという話もあったけれども、この介護業界、本当にしっかり我々も支援していかなくてはと思っています。その中で、何がいいのか。ここだけの話ではなく、前回もそのように言ったけれども、これだけを取り上げて、だけど、市長会もきちんと実態調査をしてくれという話もしている。国でしっかり決めていく。国も今度報

告をしていく。それをしっかり見守って、それでやっていく。いみじくも今、立憲民主の話をあえて今日鈴木ひろ子委員はしたのでしょうけれども、それは必ずそういうことをしっかり皆さんが言っている。これは国でやっていくべき話であって、我々は、区議会議員の立場であれば、それをしっかり見守って、それでその後どうしていくのだということをやっていく。これは、業界はこの介護の業界だけではないし、収入はどうするのだということも、介護料を引き上げるのか、そういうことも必ず出てくる。民間だったら、どんどん値上げをすればいいということもできている。建設業界も、人がいない。ではどうするのか。工事費が1.5倍、2倍になってきているなど、ざらで、それは人がいないから、価格も上がってきている。民間は上げられる。だけど、人がいない。こういう業界もどうするのだ。全てのところでいろいろなことが起きている。

これは介護の部分もそうだろうから、私たちも一生懸命それを支えていくつもりでいるけれども、基本報酬引上げを求める意見書の提出、これについては、前回もずっといろいろ言ってきたけれども、不採択の意見は変わらないということです。

○若林委員

結論を出すで、不採択をお願いします。

前回、3定でしたか、出たときに、短期間、半年もたっていないのですけれども、この間、国のほうでも補正予算を前倒しにして、いわゆる加算を予算を確保して、かつ、手続も簡素化するように取組を進めたということで、今まさに年度内、加算が申請しやすいように取り組んでいると伺っております。

いずれにしても、基本の介護報酬、これは絶対に上げる方向で厚労省も調査をしているだろうし、私どもも、政府の参考人に対してとか、また、厚労省の副大臣に対してとか、様々質問をしたり、アプローチをかけておりますので、そういう国会の努力もしっかり見守りながら、区議会としても、意見書については、私どもとしても、不採択で結構かと思っております。

○ひがし委員

本日結論を出すでお願いをいたします。

今回の請願者の趣旨について、訪問介護現場からのご意見は本当にそのとおりだと思っております。会派で議論した結果としては、国の調査結果を注視するとともに、まずは区議会議員として、区としてできる支援策を講じていく必要があるということで、現在、区でも居住支援などを含めて施策を進めているということを確認できましたので、今回の請願には添い難いという結論をさせていただきます。

ただ、私の意見としましては、ぜひこれからも区内事業者と意見交換を行いながら、打撃を受けている訪問介護事業者に対して区のできる支援策というのを、現在行っている事業に加えて、さらに検討いただくようにということは改めて要望させていただきます。

○鈴木委員

結論を出すで、採択でお願いしたいと思います。

様々、皆さんからご意見がありました。保険料が上がるということに対しては、前にも申し上げましたけれども、自民党も公明党も、野党時代は、国の負担割合を10%引き上げるということを掲げていました。それをしないと、私は根本的な解決にはならないと。共産党の提案でもありますけれども、これは一致できるのではないかと思うのです。そういう方向でやらないと、介護崩壊の道になっていきます。

そのようなところで、保険料が上がるからこれは引上げはできないのだというところに対しては、国の負担割合を10%引き上げて解消していくということでやっていきたいと思いますということで申し上げた

いと思います。

それから、基本報酬を上げる方向というのは、全く国では出されていません。それで、補正で出されたというのでは、とても現場からは不十分で、それでは成り立たないという状況で言われているところ
です。

本当に国の調査結果というのを待つということも言われましたけれども、先ほど申し上げましたように、僅か4%の、品川区でいえば2事業者ぐらいからしか聞いていないというのが国の調査ですから、それで本当に現場の状況が分かるのですかということになるとと思います。

それから、加算加算ということで来ていますけれども、これは申請するというだけではなくて、申請した後も維持することそのものが本当に手を煩わせ、大変な状況があります。現場からは、根本的に改善するには、介護報酬の引上げしかない。そのようなことをされなければ、本当に潰れてしまうという悲鳴が上がっていますので、ここにしっかりと議会としては向き合うことが必要だと思います。

○筒井委員

訪問介護は在宅介護の要ということで、今後、在宅介護が重要になってくる中、訪問介護は重要だろうということであります。そこで従事される方をより多く集める、魅力を感じる職場でなくては行けないということで、これは根本的に基本報酬を引き上げる必要があると考えます。

その中で、やはり区から国に対して意見を言っていくということも一つの方策かと思っておりますので、採択をお願いします。

○松永委員長

本日結論を出すで。

○筒井委員

結論を出すをお願いします。

○やなぎさわ委員

本日結論を出すで、採択をお願いします。

採択の理由は、先ほど私、申し上げましたけれども、人手不足が各業界で起きているというお話もありましたが、医療、介護業界というのは、国が報酬を決めています。なので、国の一存で報酬を上げて、介護職員の賃金を増やすことも容易にできる業界です。だからこそこういったことを強く言っております。

国の行っている調査というのを注視するというのは、おっしゃられた方もいましたが、先ほども話したとおり、まだまだ全然、また5月に新しい調査をやるとか、そんな段階です。私なんかは、切羽詰まっていて、一日でも早く何とかしなくては行けないという強い危機感を持っているのですけれども、そういった時間の感覚が大分ずれているのではないかと思います。そんな半年、1年単位で待っていれば、どんどんどんどん潰れる事業者が出てきますので、一刻も早く、やはり品川区議会から、国を突き上げるといいますか、しっかり地方から声を上げるというのは大事なことだと思います。

鈴木委員もお話がありましたとおり、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党は、野党3党で共同提出で、介護職員の賃金、月1万を上げるなどの法案を出しています。れいわ新選組と共産党はなぜか呼ばれなかったのですけれども、我々も恐らく賛成するだろうし、今の少数与党の現状であれば、こういったものを通して行ける、そういったものの後押しになり得ると思っています。この状況でも悠長なことを言っているのは、本当に私は貴族だと思います。現場を知らないと思います。言っていることではなくて、やっていることがその人の本質だと思います。

○松永委員長

それでは、本請願につきましては、結論を出すとのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

先ほどそれぞれの方よりご意見を伺いましたので、本請願については、挙手により採決を行わせていただきます。

それでは、令和7年請願第6号、国に対して訪問介護の基本報酬引き上げを求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○松永委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(2) 令和7年陳情第7号 ネズミ駆除対策を要望する陳情

○松永委員長

次に、(2)令和7年陳情第7号、ネズミ駆除対策を要望する陳情を議題に供します。

本陳情は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○松永委員長

朗読が終わりました。

理事者よりご説明願います。

○赤木生活衛生課長

私からは、ネズミ駆除対策を要望する陳情に関しまして、区としての取組についてご説明をさせていただきます。

区では、ネズミ被害でお困りの方からの相談を個別にお受けし、餌や巣の材料となるものを片づけること、侵入口を塞ぐなどのネズミの防除方法をお伝えし、粘着シートや殺鼠剤のサンプルをお渡ししており、ご自身での駆除が難しい場合には、ネズミ駆除の専門業者をご紹介させていただいております。

また、今年度より、個別の相談対応に加えまして、町会・自治会または商店街が抱えているネズミ被害に対し、専門業者を派遣して、ネズミの侵入口の探し方や塞ぎ方を助言すること、あとは、対策物資の配布を行う地域のネズミ対策支援事業を開始しております。

この事業をご活用いただくことで、地域全体のネズミ防除対策に必要な技術や意識の向上を図り、また、地域としてネズミが住みづらい環境づくりを支援してまいります。

今後も、引き続き区民からのネズミに関する相談があった際につきましては、個別の事案に応じて適切に対応してまいりたいと考えております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○松永委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等がございましたらご発言願います。

○やなぎさわ委員

そもそも集合住宅等にネズミの調査みたいなことを、今まで区としてやられたご経験というのは、実績というのはあるのでしょうか。

○赤木生活衛生課長

集合住宅に対する調査の実績についてのご質問ですけれども、集合住宅に関する調査というのは、区で実施した実績というのはいません。

○松永委員長

ほかにご質疑等ございましたらご発言願います。

○ひがし委員

先ほど個別でそれぞれ相談が来たとき対応しているというお話があったのですが、実際に月にどのくらい相談が来ているのかというお話が分かれば、教えてください。

また、集合住宅の調査というものが実際に可能なのかということも併せて教えてください。

○赤木生活衛生課長

2点ほどご質問いただいたかと思えます。

まずは、相談件数につきまして、月平均というところでございますけれども、月によってばらつきはありますが、平均すると約20件から30件程度、保健所のほうで相談、苦情を受け付けております。

2点目につきまして、集合住宅の調査を実施することが可能かどうかというところでございますけれども、区として、全ての区内の集合住宅を把握をしているわけではございませんので、個別個別で全ての集合住宅を調査、指導するということは、現実的には難しいかと考えております。

○ひがし委員

ありがとうございます。

月に20件から30件というと、私は多いのかと感じるのですが、区として、他区と比べた状況でも構いませんが、相談が来ている20件から30件というのをどのように評価しているのか、見解を教えてください。

○赤木生活衛生課長

件数につきましては、平均20件から30件というので、営業日当たりになると、1日1件以上というところにはなってくるというところではございます。

近年の傾向から申し上げますと、年々、相談件数は増えてきているという現状がございまして、昨年で年度末の段階で232件というところが令和5年度の実績になるのですが、今年度は1月末時点で213件というところになりますので、こちらは、このままのペースでいきますと、昨年度の量を超えるというところをこちらとしては想定をしているというところではございます。

○松永委員長

ほかにご質疑等ございましたらご発言願います。

○鈴木委員

結構、ネズミの相談というのは多いのだと、今伺って思ったのですが、私も道路で自転車に乗っているときに、道路を横切るネズミとかを見たことがあるのですが、年間232件もあるネズミの

相談というのは、具体的にはどんな相談なのか。

あと、どこをどのようにすれば抑えられるのかという。そこら辺のところは区としてどう考えられているのか。

また、先ほど地域のネズミ対策、地域でネズミが住みにくい環境をつくるという、そこら辺のところをもう少し具体的にお聞かせいただけたらと思います。

○赤木生活衛生課長

3点ほどご質問をいただいたかと思えます。

まず、1点目、相談の内容につきましてですけれども、いろいろなご相談の受付はさせていただいているのですが、例えば、家にネズミが出てしまったであったり、そういったところ、あとは、先ほど委員もおっしゃったような、例えば道であったり公園内でネズミを見たのだけれどもということのご相談というのを受け付けているところがございます。

2点目のご質問ですけれども、抑えられる方法、発生を何とか食い止める方法ということではございますけれども、一般的に申し上げますと、ネズミは餌があるところであったり、巣の材料があるところに集まる傾向がございます。特にこういった冬場となりますと、暖を求めて、隙間があると、人家の中に侵入してきたりというところがございますので、まずは、一言で申し上げますと、次のご質問にもつながる部分にはなりますが、ネズミが住みにくい環境をつくるということが、抑えるところのポイントとなっております。

具体的に申し上げますと、先ほど申し上げた、餌となるようなもの、例えば生ごみであったり、ネズミの餌になるようなもののきちんと保管方法、そういったところをしっかりと徹底していただくこと、あとは、巣の材料となるようなものを整理整頓して、放置とかをしないことというところを対策としてやっていくことによってネズミが抑えられるということと、それと同時に、地域全体としてネズミの発生を抑えるようなところの部分につながってこようかと考えております。

○鈴木委員

ここの陳情で、密閉されたごみ集積所のない集合住宅のところでネズミがすごく増えているのではないかとということで書かれていますけれども、そういうのは区としても把握されているのか。密閉された空間ではないマンションのごみ集積所のところでネズミがすごくたくさん増えたりという実態というのは、区として把握されている部分というのはあるのでしょうか。

○赤木生活衛生課長

実態としてというところですが、個別にご相談いただく中で、過去を遡りますと、マンションの中でネズミが発生してしまったというご相談というのは受け付けた実績というのがございます。こちらの陳情にご記載いただいておりますような密閉された空間でないごみ集積所というところになるのですけれども、こちらはあくまでも想定にはなりますが、まず、密閉されていないというところになると、少なからず、逆を返せば、隙間が空いているというところになりますので、ネズミが侵入できる場所があると。あとは、密閉されていないごみ集積所ということになりますので、そういった餌であったり、そういったなり得るものとかがあるというところにはなりますので、ネズミが集まってくる条件としては、餌となり得るようなごみが置いてあると、そういうネズミが増える原因となるものが置いてあるというところになりますので、発生の原因としては考えられるかと思っております。

○鈴木委員

マンションの密閉されたごみ置場のないところが今回問題みたいなことで書かれているので、例えば、

マンションの紛争予防条例の手引きというのがありますよね。ああいうところに、マンション建築のときにはごみ置場を密閉するようにみたいな、そういう指導みたいなものというのは入れることが、ここじゃないかな。可能なのか、そこら辺の、こういうので陳情に出されているので、対策としてどんな手があるかというのが区としてもあつたら、お聞かせいただけたらと思います。

○赤木生活衛生課長

委員にご指摘いただいております指針であるとか、そういったところに密閉するごみ集積所の設置を義務づけるというところで、指針か何かに盛り込むというお話ですけれども、なかなか根拠としてそういったところを義務づけるというところは難しいかというところがございます。

あとは、どうしたらそういったところの集合住宅における、そういったところでネズミの発生の予防に寄与できるかというところがございますけれども、まず、集合住宅の場合ですと、多くの場合は管理組合が結成されていらっしゃるかと思います。まずは、住民全体として、そういうマンションの中にもしそういったネズミが発生してしまった場合であったりとか、ネズミが発生するリスクがあるということであれば、まずはそういったところで対策を考えていただくというところ、先ほど申し上げたような、ネズミが住みにくい環境づくりをしていただくというところをどうすればできるのかというところを、まずは管理組合様のほうで話し合ってくださいというところが重要になってこようかと考えています。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

○筒井委員

相談、月平均20件から30件ということなのですけれども、集合住宅の住民からのご相談の割合、もしくは管理組合からのご相談というのはどのぐらいなのか。

○赤木生活衛生課長

委員からのご質問の件数の内訳というところがございますけれども、申し訳ございません、集合住宅でというところからの受付というところでは統計を取っていないもので、内訳については把握しておりません。

○筒井委員

把握できていないということで、そんなに割合としては多くないのかと推測されるのですけれども、また、基本的に区の方針としては、防除方法を教える、また、駆除業者を教えるということで、基本的にそうした情報提供をして、そちらでやっていただくというスタンスでよろしいですか。

○赤木生活衛生課長

委員おっしゃるとおりでございます。

○筒井委員

分かりました。

地域の対策として、町会を経由してやられてるということをおっしゃられていましたけれども、集合住宅というのは、町会域にあるかと思うのですが、そうした町会を通して指導というか、情報提供ということもできるかと思うのですけれども、その辺り、いかがお考えなのかということと、また、所管が異なるかと思うのですけれども、例えばマンション管理支援、今、品川区でやっていますが、そのマンション管理支援に併せて、管理組合に対して、こういうことが起きていませんかとか、ネズミが起きていませんかとか、もしくはネズミが発生した場合の対策を教えるなど、そうしたこともできるかと思うのですけれども、その点、いかがお考えなのか、教えてください。

○赤木生活衛生課長

2点ほどご質問をいただいたかと思えます。

まず、1点目の地域のネズミ対策支援事業でございますけれども、委員おっしゃるとおり、マンションであるとか集合住宅が町会・自治会等に加入されている場合につきましては、町会・自治会長様を通じてという形にはなりますけれども、当該事業をご利用いただくことは可能でございます。

もう一つのご質問でございますけれども、マンションの管理支援等のところで何かそういったところを管理組合様にご案内できないかというところのご質問かと思えますが、こちらにつきましては、今現状として、ご要望としていただけるということであれば、こちらとしても当然対応させていただきたいと思っておりますが、今現状としましては、ホームページであったり、広報等で周知をさせていただいているというところがございますので、基本的にはその方向で考えております。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和7年陳情第7号の取扱いについてご意見を伺いたいと思えます。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○石田（秀）副委員長

結論を出すで、不採択でお願いします。

私も、これを見て、ぱっと知っている、昭和56年ぐらいの建物だろうと思う人に電話をしました。そうしたら、そこは確かにこういうことがあったと。今、そこにごみを出すのは、収集の日でないと、マンションの人でも出しては駄目だとなっているそうです。2階のベランダというか、低層階のベランダの人は、カラスが来てしまうから、そちらにごみも出しては駄目だというような、管理組合でそのようになっている。もう1人の人にかけたら、そこは、ある程度扉を直したと。そのように、昔はそうだったけれども、今は管理組合で話して、そのようになっていますというところがあった。

だから、こういうのは現実、先ほど町会とか言ったけれども、町会でこんなのはできないから、これはお気持ちは分かるけれども、基本は管理組合とか、そういうところでしっかり対応してもらおうという意味で、これは議会で我々がどうという意味での、この陳情を採択というわけにはなかなかいかないので、不採択でお願いします。

○若林委員

結論を出すで、不採択でお願いします。

要するに、個別のマンションが、管理人がいるところ、いないところあると思えますけれども、一生懸命やられていますよね。そういうご相談があった場合にはしっかり対応していただくということで、個別のご努力にこれはお任せするということだと思えますので、不採択でお願いします。

○ひがし委員

本日結論を出す、不採択でお願いいたします。

先ほどのご答弁で、区として集合住宅を全て把握しているというわけではなくて、実際に調査が難し

いというお話を伺いました。

また、区として地域ネズミ対策支援事業というのも行っているということを確認しましたので、しっかりと周知を行うこと、また、個別の対応を丁寧にしていただくように求めさせていただきます。

○鈴木委員

結論を出すということで、趣旨採択でお願いしたいと思います。

ネズミは個別の家の問題というのもありますけれども、先ほどの課長の答弁でも、増えているということですし、道路や公園にもネズミがいたり、それから、ネズミ対策事業をやらざるを得ないような、そういう状況もあるということですので、ネズミの対策というのは一定必要かと思っておりますので、趣旨採択でお願いします。

○筒井委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

まず、この陳情者のご要望の、区から自ら積極的に調査、指導というのは現実的に難しいということと、また一方、区としては個別に相談を受けた場合、丁寧にご対応していただいているということと、また、やはりマンション、集合住宅の場合、管理組合が自らの責任で対応していただいて、もし万が一駄目でしたら、個別相談を区にすればいいだけの話なので、今回は不採択とさせていただきます。

○やなぎさわ委員

本日結論を出すで、趣旨採択でお願いいたします。

今回の陳情によって、月に20件から30件と、こんなに多くネズミに関する相談が出ているということは私も初めて知りましたし、そういった中で、やはりネズミというのは、いろいろな疫病とかの蔓延にもつながるものでありまして、難しいとは思いますが、こういう機会を捉えて調査等を行ってみるのも、区の衛生管理上、いいのかと思っておりますので、趣旨採択でお願いします。

○松永委員長

それでは、本陳情につきましては、結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

先ほどそれぞれの方よりご意見を伺いましたので、本陳情については、挙手により採決を行います。

それでは、令和7年陳情第7号、ネズミ駆除対策を要望する陳情を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を趣旨採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○松永委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

なお、ただいま3時を超えておりますが、このまま進めさせていただきたいと思っております。

(3) 令和7年陳情第12号 世代間の分断を助長する「長寿祝い金」事業の廃止及び、住民税均等割りの減税を求める陳情

○松永委員長

次に、(3)令和7年陳情第12号、世代間の分断を助長する「長寿祝い金」事業の廃止及び、住民税均等割りの減税を求める陳情を議題に供します。

本陳情は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○松永委員長

朗読は終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○東野福祉計画課長

それでは、令和7年陳情第12号、世代間の分断を助長する「長寿祝い金」事業の廃止及び、住民税均等割りの減税を求める陳情につきまして、ご説明申し上げます。

資料は特にご用意はしておりません。

品川区の長寿お祝い事業でございますが、昭和50年から始まった事業で、現在まで続いているものでございます。長寿の節目節目にお祝い品を贈呈することにより敬老の意を示すことは、区として大切な役割だと思っております。お祝いされた方や家族が笑顔になり、周囲からも敬われ、明日への活力につながれば、生き生きとした暮らしへの支援としての効果や必要性は十分にあると考えております。これまでにも、お礼の手紙、区民の声などを届けていただき、多くの方に喜ばれている事業でございます。

区では、「誰もが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていける品川」を方針として、高齢者のほか、あらゆる世代に向けた施策を展開していることから、この事業が世代間の分断を助長する事業とは考えておりません。

また、本事業は、実施要綱上はお祝い事業ではございますが、予算区分では、お祝い品を渡す際に安否確認を行うことができる側面から、区としては、様々な安否確認手段とともに、総合的に高齢者の見守りを行うため、これまでどおり、令和7年度も高齢者安否確認事業に位置づけることとしております。

予算削減による減税のご提案につきましては、当課が言及するところではございませんが、おのおの事業の見直しにより確保を行った財源につきましては、区として予算編成を経て、必要な施策に割り当てられていると認識しております。

○松永委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等がございましたらご発言願います。

○筒井委員

私としましては、この陳情者のおっしゃるとおりでして、まず、陳情理由の2番で、租税、社会保険、年金等の国民負担率、現役世代の負担というのは過去最高の水準に達してございまして、財務省解体デモというのも最近話題になっておりますけれども、それが今の日本の現状かと考えております。

ですので、やはり本来日本がこの少子高齢化の中、生産性を上げて、そして成長産業をつくって、国全体が豊かにならなければ、今ははっきり言って、パイの奪い合い、世代間の限られた税金の奪い合いみたいな状況になっているのですけれども、国の成長、豊かになるということがまだはっきりしていない中、やはり限られた税金を賢く正しく使っていく必要があると考えております。

やはり敬老の意を示したり、また、見守りということもやってもいいと思うのですけれども、敬老の意を示す見守りが、区内共通商品券という金銭的なものを配る必要があるのかということがあります。陳情者がおっしゃるとおり、賞状やお祝いのコメントなど、もっと低コストな方法があつて、それはそ

れで敬老の意を示したり、見守りということも十分可能だと考えておりますけれども、その点いかがお考えなのかということと、また、長寿お祝い事業を廃止するというのも、実際、ほかの自治体でも起きていますし、例えば、去年の12月、岐阜県の郡上市では、中学生の給食費無償化のために、長寿お祝い事業を廃止したということもありますので、長寿お祝い事業を廃止することは別におかしなことではなく、限られた税金をきちんと正しく使っていくということは必要だと思いますので、そうしたことを踏まえて、区としていかがお考えなのか、教えてください。

○東野福祉計画課長

2点、ご質問だと理解しております。

まず、商品券を配るのはどうなのか、金品を配るのはどうなのかというところでございます。敬老の意を示すやり方、確かに例えばここにも書いてあるような賞状を送ったり、様々な方法があるかと思われます。区内共通商品券を配るということにつきましては、区内の消費活動についても考えてというところで、金品といたしますか、お金の代わりに商品券を配ることで、そういった商店街の活性化という目的も持っているものでございます。

こちらの、やはり幾ばくか、そんなに高いお金ではない、金額ではないものでございますが、それをもって、例えば、お孫さんと一緒に買物に行ったり、そういうことで笑顔になるような施策として区としては捉えてございます。そういった意味から、金品そのもの、商品券そのものをなくすということは考えてはおりません。

それから、世代間の助長といたしますか、世代間の負担の割合という部分におきましては、区としましては、高齢者施策にばかりお金をかけている、少子化対策ばかりにお金をかけている、そういうことではなくて、きちんと事務事業の見直しを行った上で、そこから捻出した事業を各施策のほうに振り分けているということを区では行っております。そうしたことから、お金の使い方につきましては、きちんと予算編成の中で行っているものとして考えているものでございます。

○筒井委員

この長寿お祝い事業で、今、ご答弁があったように、新しい理由づけというか、急に商品券を配ったら消費活動につながって商店街の活性化につながるというご答弁があったのですけれども、そうして、後から上乗せで理由づけされても、それはどうなのかと思いますし、また、岐阜県郡上市の場合、長寿お祝い事業を廃止しましたけれども、それで高齢者の笑顔が消えたとか、喜びが減ったとか、そういうことになるのか。その点、岐阜県郡上市の場合、どうお考えなのか、改めてお聞きします。

○東野福祉計画課長

特に商品券を使うということにつきましては、区の施策としても確立されているところでございます。この長寿お祝い事業だけでなく、様々な施策として利用されているものですから、その考え方を述べたものになります。

それから、岐阜県郡上市のお考えにつきましては、特に把握しているところではございません。

○筒井委員

商品券の金額は僅かといいますが、2,500万円の予算がかけられているわけですし、いわゆる現役世代中心に非常に不満がたまっているという中、やはり優先順位をつけた方々、むしろこの税金は、直接減税、もちろんそれも効果的ですし、また、介護人材の待遇改善に充ててもいいのかと考えております。

直接的に金品的なものを支給するのが本当にいいのかというのは、やはりここは一旦見直す機会なの

かと考えておりますので、ぜひ区としてもその辺り、こうした非常に現役世代中心に不満な状況ということ踏まえて考えていただきたいと思いますと思うのですが、現役世代の今の非常に大きな不満について、その点についてはどうお考えなのか。本当に世代間のバランスということは今後考えなければいけないと思うのですが、その辺り、どうお考えなのか、お聞かせください。

○東野福祉計画課長

現役世代が、所得の低い層、それから、なかなか就労の機会がない層、そういったところから、何かしら自分たちに対して手当てをしてほしい、そのようなお声は聞くことがございます。私ども、高齢者対策もしておりますけれども、そういった孤独・孤立対策なども含めまして、若い世代からの声を聞く機会もございます。

そういった中では、特にそれを不満だというところではなく、自分たちがどうしていけるか、手助けをしてほしいという声が現役世代の直接的な声だと受け止めてございます。そのために区としてできるところについて、様々な施策の取組をしている。また、例えば子育て世代に対しましては、いろいろな所得制限の撤廃ですとか、そういったような無償化の取組なども併せて行っている。区としての政策をきちんと行っているということで私どもは考えてございます。

○松永委員長

ほかにご質疑等ございましたらご発言願います。

○鈴木委員

ここの陳情の趣旨のところ、この予算の削減分を住民税均等割の減税に充てることを要望しますと書いているのですが、住民税均等割の減税にするとしたら、1人当たり幾らぐらいになるかという計算はされていないでしょうか……、私、計算してみたのです。大体負担世代の24.2%が非課税世帯ということで、そうすると、課税世帯が75.8%ということなので、品川区の世帯数が24万世帯で、掛けると18万2,400世帯で、1年間に137円の減税、1か月に11円の減税という。計算がそういうことになります。1か月11円の減税をするために、高齢者のささやかな楽しみを奪うのですかというのが、私はこの陳情の中身なのではないかと思えます。

ここの、世代間の分断ということで、世代間の分断を助長する施策と書かれていますが、私は逆にこういう考え方が世代間の分断をしているのではないかと思えます。ここの考え方そのものが、高齢者は恵まれていて、若者、現役世代が大変だということから出発していると思うのですが、問題は貧富の格差だと思うのです。高齢者世帯は恵まれているかということ、可処分所得はその他の世帯の約7割ということで、高齢者のほうが逆に本当に大変な生活を強いられているというのが実態だと思います。

そのようなところで、こういう高齢者のささやかなところに向かうのではなくて、私は税金の取り方、使い方、その大きなところの問題のところ、目を向けるべきだということ言いたいと思えます。税金の取り方にしても、所得1億円を超えると負担率が減るだったり、そういう累進課税になっていない問題だったり、大企業の法人税の減税で内部留保が539兆円にも上っているだったり、最も不公平なのは消費税だと思いますけれども、それも中間所得の人までもが本当に重い負担という状況になっている。そういうところにこそ目を向けることが必要ではないかと思えます。

それから、現役世代現役世代ということで、高齢者を支えているということで、現役世代というのはどこまでの世代なのかということもここには書かれていませんけれども、普通だと64歳までということになるかもしれないのですが、高齢者でも働いている割合というのが今増えていまして、69歳ま

でが54%働いていますし、増えたのです。70歳から74歳で35%、75歳以上でも12%働いていますけれども、そういうことなので、働いているところまでも現役世代ということでも、そういう考え方もあるということもありましたけれども、そういうところ言えば、高齢者と現役世代を対立させるというのではなく、貧富の格差をなくしていく税金の取り方を、また、分配の仕方を公平にしていく、そういうところにこそ目を向けていくことが必要ではないかと思います。

○松永委員長

意見でよろしいでしょうか。

○鈴木委員

はい。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

○やなぎさわ委員

昭和50年に開始された事業ということなのですが、今回、事務事業評価で2,500万円予算が計上されているということなのですが、この間の予算の推移というのはすごく2倍に増えているとか、減っているとか、その辺の数字というのがもし分かれば教えてください。分からなければ、直近5年ぐらいで構いませんけれども。

○東野福祉計画課長

昭和50年当時につきましての予算が資料的なものはないのですが、そこから10年たった昭和60年のときの予算でいきますと、1億2,000万円ございました。そこからだんだん減ってきて、平成10年では半分の6,300万円、令和3年の時点で2,700万円というところまでだんだん下がってきております。こちらにつきましては、年齢要件の見直しとして、80歳廃止ですとか、その前につきましては、75歳以上の方については皆さんにお渡ししていたとかというときもございました。その辺を順次見直しをしてきたものでございます。

○やなぎさわ委員

ということは、高齢者はどんどんどんどん増えてきているけれども、これだけ予算額が本当に4分の1ぐらいになっているということは、その分、いわゆる受け取る額といいますか、お一人お一人が受け取るそういった額とかもある程度絞ってきたという現状ということでしょうか。

○東野福祉計画課長

金額につきましては、見直しをした結果減らしているもの、または、逆に対象年齢の見直しにより減ったもの、それから、若干増やしたもの、様々でございます。その年代年代で、必要な形で、こちらのほう、予算上、お祝い金の設定をしてきたところでございます。

○やなぎさわ委員

減らしたり、対象年齢を変えてきているということで、ある種、既にこの長寿お祝い事業というのは、時代に即していたかどうか知らないですが、対象が増えるに従って、ある程度やはり絞ってきているというのが現状なのかと、今のお話で認識しました。

先ほどもいろいろ現役世代についてお話がありますが、今、日本全体で6人に1人が貧困という非常に危機的な状況ですが、その中で高齢者世帯は5人に1人が貧困という調査がありますので、決して現役世帯が大変で、高齢者世帯が潤っているということはないのかと思っております。これは私の意見ですけれども。

あと、ごめんなさい、前回の請願、これと似たような請願のときに少し話がありましたけれども、この内容自体が安否確認の事業ということで、実際、実はコロナ禍だったり、猛暑だったりして、意外と安否確認は実はできていないというお話もあったのですけれども、実態として今現状はどうなっているのか、お聞かせいただきたいのですが。

○東野福祉計画課長

今、委員からお話がありましたとおり、コロナ禍におきましては、郵送という形で送っておりました。それまでは民生委員が皆さんのところにお伺いをしましてお渡しする。また、100歳の方につきましては、区長をはじめ、区の職員、社会福祉協議会の職員が自宅までお届けに上がるというようなことをしておったところです。

コロナが明けまして、令和5年度から民生委員による配送を再開いたしました。ところが、今度、9月の時点で渡すものですから、猛暑が高じまして、かなり民生委員のほうから負担軽減の声が上がりました。

また、最近ではオートロックのマンションなども増えてきて、直接お渡しができないような実態も増えてきているということが分かっております。

そのようなことから、令和6年度、今年度につきましても、郵送で実は行いました。令和7年度も郵送ということで、郵送方式に今後はなっていくものでございます。

郵送方式にした場合、簡易書留によりまして、郵便局員がサインをもらって、それが区のほうに届けられるという形になりますし、もし届かないものにつきましても、戻ってきたものを区の職員が全て調査をかけまして、場合によっては、ご自宅へ区の職員が届けに行く。その際の見守り活動というのができるものとして考えているものでございます。

○やなぎさわ委員

高齢者の方が喜ばれている事業だということは非常に認識しつつも、やはり安否確認事業という、今、郵送になっていたり、郵便局員の方が行かれるというのはまた少し違ってくるのかと思ったりするので、どういった事業名にするかというところは工夫の余地があるのかと。これは安否確認だということ、それこそいろいろご意見が出てきたりするのかと思いますので、ぜひそこら辺の名称を検討されてみてはいかがでしょうかと思います。何かあれば。

○東野福祉計画課長

こちら、同様の請願が出てきた際に、ちょうど予算編成の時期でもございましたので、令和7年度予算をどうするかというところで検討を行いました。その中で、予算上のカテゴライズとしては、安否確認事業として入れましょうというところで、けりがついたところでございます。

というのは、所管としては、私も発言しましたとおり、検討の余地があるのかと思っておりましたが、いろいろな事業をカテゴライズするときに、やはり類似事業をまとめてというところの組合せを持っておりますので、その中で検討した結果として、安否確認事業に収まったというものでございます。

○やなぎさわ委員

かしこまりました。要望ですけれども、そのままずばり長寿お祝い事業などとしてみてはいかがでしょうかということで、提案だけしておきます。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○松永委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和7年陳情第12号の取扱いについてご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○石田（秀）副委員長

結論を出す、不採択でお願いします。

今お話があったように、理由は、1つは、いろいろな貧困だ、現役世代がどうだという話があったけれども、それは高齢者の方々もそういう現役世代はあったわけで、それは大変ご苦勞いただいて今高齢者になっているということだけでも、もともと税というのは、相互扶助なのだから、基本は相互扶助。だから、それに対して文句を言う話ではないのです。みんなそのときがある、年齢的に。その恩恵を被っているときもあれば、それは自分が恩恵を被りたいときもあるわけで、貧困の家庭の話もあったけれども、貧困などというのは、そういうところには必ず手当てをしているのです、必ず国も。そういうことを考えて、それがこうなって、今貧困だから、分断してなどという話をするという話ではない。必ずこういうのは、今、非常にみんな少子化対策を何とかしようと。今、品川区も、そのために様々、所得制限なしでやってくれているわけです。これだけの事務事業評価の事業の中で20億円を生み出して、それでやっていこうと。これ、いいことじゃん。何でそういうことを駄目だとか分断だと考えているなんて、こんなことを言っている話ではない。今、これまでどおりやっていきますというから、これが残されるというのは私は非常にいいと思っている。こんなので事務事業をやめますなどと言ったら、私は逆に反対する。本当にそのぐらいの相互扶助という考え方があってやってきている品川区が、私はそれが人に対する温かみのある行政だと思っているので、それはそれでしっかり残してもらいたいと思っているので、不採択です。

○若林委員

本日結論を出すで、前回同様の理由で、不採択です。

○ひがし委員

本日結論を出す、不採択でお願いいたします。

前回の陳情の際にもお伝えしましたが、長寿お祝い事業は、見守りの観点のほかにも、長年社会に貢献した方々への長寿の祝福、敬意の意を示すというような目的も果たしている大切な事業だと思っておりますので、今回の陳情には添い難いと結論させていただきます。

○鈴木委員

結論を出すで、不採択でお願いしたいと思います。

先ほども意見を述べましたけれども、この事業は本当に高齢者の長寿を祝い、敬老の意を表するということで、大事な事業で、ずっと続けるべき事業だと思っています。

○筒井委員

本日結論を出すで、採択でお願いします。

この長寿お祝い事業、岐阜県郡上市では実際に廃止をされて、より効果の高い事業に予算が付け替えられたということと、また、長寿のお祝いの意を表するのであれば、金銭的なものを渡さなくても、賞状や声明の発表など、低コストで実現可能な代替的な手段があること、また、見守りということでも、

高齢者見守りネットワーク事業、救急代理通報システム、こうした実質的なものもある。また、郵送方式に変わったということで、見守りという効果が果たして実効性あるものになるのか、非常に疑わしいものになったということでもあります。

一方、しっかりと代わりに、一番今負担を強いられている現役世代中心に減税をする必要があるということの理由で、採択をお願いします。

○やなぎさわ委員

本日結論を出すで、不採択をお願いいたします。

やはりこういった長寿祝い事業を通じて、高齢者の方に敬老の意を表するという事は非常に大事なことだと考えております。こういった事業をなくすことで、その財源を給食費に充てるなどということをする、むしろそれが分断につながるのではないかと考えます。

○松永委員長

それでは、本陳情につきまして、結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○松永委員長

先ほどそれぞれの方よりご意見を伺いましたので、本陳情については挙手により採決を行います。

それでは、令和7年陳情第12号、世代間の分断を助長する「長寿祝い金」事業の廃止及び、住民税均等割りの減税を求める陳情を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○松永委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で本件および請願・陳情審査を終了いたします。

3 その他

○松永委員長

最後に、予定表3、その他を議題に供します。

まず、今定例会の一般質問に係る所管質問ですが、今定例会の一般質問中、厚生委員会に関わる項目について所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目と質問内容をこの場でお願いいたします。

なお、本会議での質問の繰り返しにならないようお願いいたします。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明日、この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思っております。

それでは、所管質問がございましたら、ご発言願います。

○鈴木委員

2月19日のまつざわ議員の代表質問の中で、高齢者福祉についての項目で、地域包括支援センターについて、今後どのような検討で進めていくのかということと、保健師が足りないということはどうし

ていくのかという質問があったと思うのですが、その点について、今回、予算のほうでも検討委託経費も出ていますし、また、令和9年度開始の方向という答弁がありましたけれども、そこら辺のところの中身をお聞きできたらと。お願いします。

○松永委員長

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

それでは、鈴木委員から、まつざわ議員の代表質問に対しての地域包括支援センターのことについてお聞きしたいということですので、明日の委員会で理事者の答弁をいただきたいと思います。今後の検討状況についてと、保健師が足りないということについて、よろしく願いいたします。

以上で一般質問、代表質問に係る所管質問について終了いたします。

ほかにもその他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

明日も午前10時からの開会でございます。

これもちまして、厚生委員会を閉会いたします。

○午後4時00分閉会